子どもの権利条約フォーラム 2023 in とよた

シンポジウム「子どもの声で学校をつくる ~校則と子どもの権利~」

と き 令和5年11月26日(日) 9:30~12:30 ところ 豊田産業文化センター

内容

挨	罗.		. 2
趣		明	. 3
第	1 部	基調講演	. 4
	1	子ども参加の学校づくり、再び!-こども基本法の誕生を機として	. 4
	2	子どもの現実から出発する	. 7
	3	子どもアドボカシーの展開と学校づくりの新局面	10
	4	校則見直しから新たな学校づくりへ	12
第	2 部	基調報告	14
	1	愛知県立高校50校の校則分析、アンケート、インタビュー等の結果報告	14
ž	報告	·1	14
ž.	報告	2	17
	2	県立足助高校のルールメイキング活動の報告	21
第	3 部	「 パネルディスカッション	24
	1	基調報告について	24
	2	子どもの意見表明について	26
	3	子どもが意見表明するために必要なこと	28
	4	校則見直しにおける学校側の課題	31
	5	会場の方からいただいた質問について	37
W .	L n	17	10

挨拶

【司会 原富祐美 愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長】

長らくお待たせいたしました。ただいまより「子どもの権利条約フォーラム 2023 in とよた 子ども の声で学校をつくる ~校則と子どもの権利~」のシンポジウムを開演いたします。

本日司会を務めさせていただきます愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長の原富祐美と申します。よろしくお願いします。(拍手)

本日ですが、愛知県弁護士会と子どもの権利条約フォーラムにより録音・録画をしておりますが、会場の皆さまにおける録音・録画はご遠慮ください。よろしくお願いします。

はじめに、愛知県弁護士会を代表しまして、愛知県弁護士会副会長、竹内千賀子よりご挨拶をさせていただきます。

【竹内千賀子愛知県弁護士会副会長】

皆さま、おはようございます。ただいまご紹介いただきました愛知県弁護士会副会長の弁護士竹内 千賀子と申します。本日は、お忙しい中、この子どもの権利フォーラムの「子どもの声で学校をつく る」というこちらのシンポジウムにお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

本日ご登壇いただきます、基調講演していただく方、あるいはそのあとのパネルにご参加いただく 方々におきましても、本日はお忙しい中、本当にありがとうございます。

私たち愛知県弁護士会では、様々な活動をさせていただいておりますが、その中でも今日は子ども の権利に関する活動をしている弁護士が中心になってこのシンポジウムを企画しております。

子どもの権利に関する活動といっても幅広くありまして、いじめや虐待で困っている子どもたちの支援をしたりだとか、事件を起こしてしまった子どもたちの支援をしたりとか、あるいは学校で、先生方が困っている時に、子どもの権利についてのアドバイスをさせていただくスクールロイヤーという活動であったりだとか、そんな様々な活動をさせていただいております。それからいじめ予防の出張授業なんていうのもやっています。

こういった活動をさせていただいている私たち愛知県弁護士会子どもの権利委員会でございますけれども、本日は、校則についてシンポジウムを企画させていただきました。皆さん今日は何でここまでいらっしゃいました?電車で来た方だとかお車で来られた方だとかあるかと思います。皆さんの周りにはルールがいっぱいです。大体のルールは法律で決められていますよね。今日は学校のルールについて皆さんと一緒に考えていければと思っております。

それではシンポジウム「子どもの声で学校をつくる」、開会いたします。

最後までどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

【司 会】

ありがとうございました。ここで本日の大まかな流れについてご案内いたします。本日は第1部から第3部まで企画を予定しております。

第1部では、早稲田大学名誉教授であり、子どもの権利条約総合研究所顧問(前代表)でもある喜多明人さんにご講演いただきます。

第2部では、愛知県弁護士会から愛知県立高校の校則、アンケートの分析についてご報告申し上げたあと、愛知県立足助高等学校教諭・飯田雅史さんから、足助高校における見直しについてご報告いただきます。

第3部では、ご講演いただいた喜多さん、足助高校の校長であられる谷上正明さん、愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員である粕田陽子さんにご登壇いただいてパネルディスカッションを行うことを予定しています。

第1部から第3部まで、いずれも50分程度を予定しています。また第1部終了後、第2部終了後にはそれぞれ10分程度の休憩も予定しております。第3部のパネルディスカッション後、時間がありましたら皆さまの質問にパネリストから回答いただく機会を設けたいと思います。なお、時間の都合上、全ての質問に回答できない場合や質疑応答の時間が設けられない場合があることをご了承ください。

趣旨説明

【司 会】

ここで第1部に入る前に数分お時間をいただきまして、私から愛知県弁護士会子どもの権利委員会が、校則見直しの問題に取り組んできた目的や趣旨についてご説明させていただきます。

私たち愛知県弁護士会子どもの権利委員会は、昨年の11月22日に県立高校50校に対して校則の開示を請求することから始め、これまでの間に学校、高校2年生の生徒、生徒会に対してアンケート調査の実施、開示された校則の分析、アンケートへの回答の分析、学校・生徒会・生徒へのインタビューを実施して、学校における校則の見直しの現状や課題についての調査を行ってきました。このように私たちが校則見直しの問題について取り組んできた目的、趣旨についてご説明いたします。

近年、校則については髪形や服装などについて、校則の定めが時代に合っていない、校則に基づいた 指導が不適切であるなどといった話題が、「ブラック校則」などと呼ばれて注目を集めています。

しかしながら、このようなことは以前からも指摘されていました。髪型や服装の問題に限らず、校則は生徒の権利に関わる問題であるという点が意識されない限り、同じような問題は今後も発生するでしょう。

子どもは成長の過程にありますが、一人の人であって人権、権利の主体であるという点でおとなに 劣ることはありません。本来人はどんな服装をするか、どんな髪型をするか、どのように行動するのか ということについて、自ら決定する権利を有しています。子どもであってもその点については変わり はありません。

校則が子どものそうした自己決定の権利を制限するのであれば、制限する目的や方法は適正でなければなりませんし、校則を定めるための手続も制限の対象となる生徒の意見を反映するなど、適正でなくてはなりません。

私たちは、問題があると思われる校則を見つけ出し、それを批判、追及するために取り組みを開始したのではありません。愛知県内の学校の校則が、その内容、定めるときの手続の両面において、子どもの権利を守れるものになっているのか。もしそうでないとしたら、学校に子どもの権利が根付いていくために、私たち弁護士に何ができるのか。

学校と生徒のそれぞれの思いを踏まえ、検討することで、どうすれば校則の見直しが一時的なもの に終わらず、またどうしたら子どもの権利が学校の現場に根付いていくのかを見つけたいと思って今 回の取り組みをおこなってきました。

私たちの取り組みの目的、趣旨をご理解いただき、本日の企画のテーマである「子どもの声で作る学校」について、皆さまに考えていただくことができたら嬉しく思います。

それではただいまから1部として、喜多明人さんからご講演いただきたいと思います。喜多さんの ご経歴につきましては、配布資料13頁から綴られております、喜多さんの基調講演のレジュメ最終頁 をご参照ください。

それでは喜多さん、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

第1部 基調講演

【喜多明人さん 早稲田大学名誉教授・子どもの権利条約総合研究所顧問(前代表)】

どうも、こんにちは。私、実はこの席に立たせていただくのは二度目でございまして、昨年の8月にここの席でやはり講演をさせていただきました。フォーラムという形で、ウクライナの戦争が始まって半年後ぐらい昨年8月に、ここで「戦争と子どもの権利」というテーマで話をさせていただきました。

あの時は90分か100分ぐらい話させていただいたので余裕があったんですが、今日は50分で喋れということなので普段の半分ぐらいで話をしなきゃいけない。私は90分授業に慣れているものですからね、50分というと中学校の先生は慣れているんでしょうね。ちょっと50分で収まるかどうか心配なんですが、あとに沢山報告もありますので、まあ、無駄な話はできるだけ避けて話を進めさせていただきたいと思います。

1 子ども参加の学校づくり、再び!ーこども基本法の誕生を機として

今日のテーマは、この「子どもの声で学校を創る」と。校則と子どもの権利が一つの切り口ですが、 目的、テーマは、子どもの声で学校をつくろうと。このタイトルは主催者がつけたタイトルなんです が、これに一番ピッタリはまるような実践を、私たちは10年間、追及してきたことがあります。

子どもの権利条約総合研究所で毎年北海道十勝に、幕別町という町なんですが、そこにある札内北小学校の実践の視察に、もう毎年行って、学生や大学院生も連れて勉強に行って、最終的には本にまとめました。日本評論社発行の『子どもとともに創る学校』という本を出しているのですが、そういう実践を先ずは「百聞は一見にしかず」で見ていただきたいと思います。

じゃあ、どうぞ、先ず5分ほどの動画ですけれども、児童会の三役の子どもたちが紹介してくれます。よろしくお願いします。

《 札内北小学校の子ども参加活動:動画鑑賞 》

ご覧になったとおり、学校は子どもたちのものなんですが、実際には先生たちが学校を取っちゃってると。だから学校を子どもたちに返そうよと。もう子どもたちが、自由に学校をつくれるようにできないかなというふうな発想でやっていた札内北小です。

学校の最高意思決定機関は児童総会ですというふうに校長先生も言っていました。あれは笠井先生という校長先生なんですよね。「子どもの目を見てください。そうすればうちの学校の方針が分かります」と。自己肯定感を高める教育、子どものエンパワーメントを目いっぱい学校目標にしている小学校でした。

私も朝の朝会に傍聴させていただいたら、その職員会議に児童会の三役、さっきの子たちですね、三 役が出ていて、それで今週できれば、算数と国語の時間なんですけども、児童会の授業行事に使わせて くれないかという提案がありまして、そしたら職員会議ですよ。じゃあそうしましょうと。大事な算数 と国語の授業をですね、児童会のイベントに組み替えちゃうんですね。

私がびっくりしたのはやはり先生たちの時間割やカリキュラムの編成能力ですね。毎週時間割が出されるんです。で、子どもたちの動きや意思によって時間割をどんどん組み替えていく。でも最終的な授業時数は確保しているんです。この離れ業をやっているすごい先生たちのいわゆる教育課程の編成力というのを感じました。

この実践が始まって、大体 2000 年ぐらいからの 10 年間はこういう実践が行われました。ただ残念ながら 2008 年に学習指導要領が改定されてですね、いわゆる PISA の学力テスト問題が起きて、基礎学力、基礎学力ということが盛んに言われて、指導要領もガチガチの時間数、カリキュラムになってしまってですね、子どもたちが自由に参加できるような時間枠が減ってしまい、残念ながらこの北小みたいな学校がどんどん減っていってしまった。教員の異動によって学校が変わってしまったこともありますが、基本的には学習指導要領の改定、2008 年の改定後、残念ながら子ども参加が進まなくなっていく状況が出てきたわけです。

世界的なスプリンターである高木菜那さんと美帆さんがこの学校の卒業生だったわけですが、実は上にお兄さんがいまして高木3兄弟と呼ばれていました。この3兄弟のお母さんにこの本「子どもとともに創る学校」に一文を寄せていただいています。お母さんがどういう思いで美帆ちゃんたちを育てたかというのが入っています。

お母さんの一文

わが家では、3人の子が札内北小でお世話になりました。今は二女(これは美帆さんですね。)が5年生に在籍しています。(高木3兄弟は3人とも児童会長をやっているんです。北小のですね。)長男が5年生のときから自主性を高め、意見表明・参加を大切にする取り組みが始まりました。最初の1,2年は親からも批判などがあって大変でしたが、今では自分たちで行事を進め実行しており、先生は陰の力となりアドバイスしてくれ、一緒にいい方向に進んでいると思います。(ここからお母さんの思いですね。)自分らしさは、生きていく中で輝きも変わっていくと思います。決まったルールを進むのは楽ですが、行き先は決まってしまいます。それより自分たちで四苦八苦して道をつくって進み、行き先はどんなところ?と夢を大きく持っていくほうが子どもにとっては良いのではないでしょうか。色々な面で今の時代は恵まれており、考えて行動するよりも親や先生の指示どおりに失敗せずに進んで行き、困った時は親が助けてあげるというようなところが多いような気がします。子どものためには、自主性を尊重し、意見表明・参加を進めるやり方がとても大切だと思うのです。

以上が高木美佐子さんの文です。

こういう親の思いが通じて、美帆さんみたいな世界的なスプリンターが育ったのではないかと思い

ます。ちなみに親はスケートに関心がなく、お兄さんがスケートをやり始めたのがきっかけで妹たちも始めたという話を聞いています。地域のクラブで育っているのだと思います。

それからもう一つ、先生の感想をこの本から取り上げました。

就任した当初、学校の行事、自主活動のほとんどを子どもたちの手に委ねるという札内北小の実践に対して、戸惑いがなかったと言えば嘘になるが、現在の自分がこれまでで最も教師という仕事を楽しめているのは紛れないも事実である。

と、これは宮澤先生という方ですね。異動してこの北小に来てびっくりしちゃったと。普通の学校じゃないと。でも一番やっぱり教師としては楽しめたという、先生自身のエンパワーメントを感じさせる文です。

今では北小のような実践は影を潜めてしまいました。今度の学習指導要領改訂では、令和の学校改革と称して対話型の考える授業、アクティブラーニングが重視されてはいるんですけれども、なかなかやっぱり北小のような実践は出てこない。難しいなと思っていた時に、こども基本法が2022年6月に成立しました。来年の4月に施行されるという、新しい状況が生まれたわけです。こども基本法の誕生を期して、新たに子ども参加の学校づくりが始まるんじゃないかと、そういう期待感を持たせてくれるわけです。

《こども基本法のポイント》

この法律で押さえたいポイントは3つあります。

1つは、子どもの権利条約の精神、理念に基づいて、日本の子ども政策を総合的に推進していくための法律であること、これが第1条。

2つ目は、子どもの権利条約の趣旨、内容の広報を通して、国民に周知することは国の義務としたことです。15条にあります。

3つ目は、その保障すべき子どもの権利内容について、子どもの意見表明・参加の権利に絞って法律に盛り込んだことです。特に3条の3項と4項が大事です。3項では全ての子どもについて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会の確保をうたっています。4項で、全ての子どもについて、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮されるとしています。この4項の文言は、この法律だけではなくて、もともとは児童福祉法の総則3項に入っていましたし、今回制定されたこども家庭庁設置法にも明文化されている規定です。

ここでお考えいただきたいのは、子どもの意見が尊重されて、子どもの最善の利益が優先的に考慮されるというのは一体どういう意味なのでしょうか。ここがポイントです。結論から言うと、子どもの利益に対して、おとなの利益を優先しないということ、つまり子どもの最善の利益の両極にあるのはおとなの利益なんですね。おとなの利益や思惑、おとなの側に立たないで、子どもの側に立って、意見が尊重され、その子どもの最善の利益が考慮されるということです。

おとなが子どものために良かれと思っていたことが、実際には子どもの意思を無視した子どもへの押し付けではないかと、そういうところを正していこうということです。

この最善の利益を優先するということを具体的に示したのが、こども基本法は 11 条と 17 条です。 11 条では、国・自治体が、こども政策を策定、実施、評価する際に、17 条では、こども政策の基本文 書となるこども大綱が作成される時には、両方ともそれぞれその施策の対象となる子どもや保護者の 意見を反映するために必要な措置を講ずるものとすると。これは両方とも語尾は「するものとする」と いう義務規定です。

この「意見の反映」義務というところがポイントです。私たちは、よく条文見出し語として「子どもの意見の尊重」(条約 12 条)という言葉を使っていますが。「尊重」という言い方の場合は、行政にとってお手頃な言葉でして、皆さんのご意見は尊重させていただきました…でも決めるのは行政です、と。そういうふうに「尊重」という言葉だけだったらうまく逃げられちゃうんです。ところが意見を反映する義務ですと、これは行政も逃げられない。本当に行政は困るんです。議会で「どこに子どもの意見が反映されているんですか」と追及されてしまう。来月 12 月には、こども大綱が閣議決定されます。こども家庭庁としては、こども大綱作成の際に子どもの意見を反映する義務がある(17 条)わけですから、おそらく国会でも相当質問されるんじゃないですか。どこが子どもの意見が反映された部分ですかと。

これはこども政策一般だけではなくて教育政策、学校運営も同じです。当然これからは学校づくりに対して、子どもの意見がどこに反映されていますかということが常に問われていくことになるんじゃないかと思います。

2 子どもの現実から出発する

つぎに「子どもの現実から出発する」というところに入りたいと思います。

2022 年にこども基本法ができたことで一つ大きな転機になると思います。しかし現実は甘くありません。こども基本法ができたから子どもは幸せになるといった上滑りした捉え方では困るのです。子どもの現実をきちっと踏まえなければ、そういう理解にはならないと思います。

今の子どもはどういう状況にあるのか。そのことを考えていくときに、私は子どもの現実が非常によく反映されたのが、実はこのこども基本法の成立自体にあるのではないか、と私は思っているんです。

こども基本法の成立について政府の説明では、少子化対策のためと強調していますね。それから縦割り行政の是正、こども政策を総合的に推進していくため。さらにあえて言えば、野田聖子大臣が力説していた「こどもまん中社会」の実現でしょうか。

どれも、今、なぜできたかの説明にはなっていない。例えば少子化対策といえば、もう30年前からエンゼルプランなんて言い方で登場していた。まあ、手あかがついちゃった政策ですね。縦割り行政の是正ということも、僕の学生時代から「幼保一元化」問題が言われていた。幼稚園と保育所、当時の厚生省と文部省の縦割りをなんとかしたいとね。「こどもまん中」っていい言葉ですけど、ちょっと前まではチルドレンズ・ファースト、子ども第一主義って言ってましたね。それとどう違うのかなと思います。結局、なぜ今なのか、こども基本法が今できた理由づけにはなっていません。

僕は、結論から言うと、こども基本法が誕生した理由は、「危機感の共有」にあったと思います。

今、子どもが危ない。しかも子どもの危うさは地域の危うさ、子どもの危うさは日本の危うさ、という危機感の共有です。政治的立場を超えて、あらゆる関係者が子どもの危うさを感じ取っている。わかりやすい話をすれば、こども基本法など子どもの権利条約に基づいたこども政策の総合的な推進など、これまでずっと言ってきたのは、野党、リベラル政党の側でした。ところが今回のこども基本法の提案

は自公の提案、政権党の提案なんですね。したがって、リベラルかそうでないかは問題ではない。政治 的立場を超えて、子どもの危機に向き合わなければならない、という認識が共有されてきたのではな いかと思います。したがって、こども基本法ができて子どもが幸せになる、という楽観的な立場ではな く、今、そこにある子どもの危機を乗り越えていくためにこそ、こども基本法を誕生させた、と見るべ きだと思います。

よく新聞で言われているように、年間の子どもの出産数が80万を切ったと言われています。私は団塊の世代、1949年生まれですが、僕ら世代は1年間に260万を超える出産数でした。もう3分の1以下に減ってしまった。総人口でいえば、15歳未満の子どもが今1400万台に、総人口1億4000万のうちの大体11%です。子どもは全体の11%。つまり子ども1人が9人のおとなと立ち向かわなければならない。子どもは大変ですよ。選挙に行かない学生が言っていました。もうこんな数の少ない僕らが何を言ったって、社会は変わらない。おとなが全て決めてしまう。その無力感、あきらめ感は深刻です。つまり日本の子どもたちは、少子化ということを突き抜けて、少数派、マイノリティなのです。

だからこそ、日本の子ども・若者の自己肯定感の低下の問題は深刻なのです。内閣府の子ども若者白書にあるとおり、日本の子どもの自己肯定感は 45%、80%前後まである欧米(中国、韓国を含めて)と比較して自己肯定感(自己評価)は半分ぐらいになりました。ほんとに子どもたちはマイノリティとして自信喪失状態、もうおとなにすがるしかない。

おとなに忖度する子どもたちが登場してきました。その象徴する言葉が、宮城の高校生から聞かれました。2010 年、子どもの権利条約フォーラムを宮城(仙台市)で開催してた時のことです。

震災直前だったんです。偶然だったんですけれども、直後に震災が起きて、そのあとその宮城フォーラムをベースとして子ども支援ネットワークができていったのですが、それは別として、現地のフォーラム実行委員会から私に連絡があり、宮城の高校生たちが、直前になってフォーラムからみんな離脱し始めたというのです。「喜多さん、大変だよ」と。実行委員の高校生たちが、もうやめる、と言っている。なんとかなりませんか、と。東京にいるぼくに依頼があった。なんで僕が行かなきゃいけないのか…と思いつつ、フォーラムを呼び掛けた責任上行かないわけにもいかず、フォーラム開催の数目前からですね、仙台に入り込んで、高校生たちと徹夜の議論をしました。その時、東北大学の友人も一緒でした。フォーラム仲間で、一生懸命高校生を説得してみました。高校生たちの言い分もようやく理解できて、じゃあ君たちの言い分を総会で、全体会で発表してくれないかと。その文章がこれなんですね。

「おとなにあてたメッセージ」

今の中高生は、学校の中で「すべきことに気づき、それに応える」という振る舞い方に慣れすぎています。だから「自分で好きにしてもいいよ」と言われると、どうしていいか分からず困ってしまいます。そんな状態の子どもを引っ張り出して、「さあ何でもいいからあなたのしたいことをしなさい」と言われても、私たち高校生には、助けになるどころか苦痛でしかない。というのが私たちの正直な思いでした。

当時、宮城で機会を与えたのに「乗ってこなかった」というおとなからの批判は随分ありました。 でもそう言われる私たちにも言い分があって、これがきちんと伝わっていないのが私たちにはつらい。 それをきちんと伝えてもらいたい、というのがこの企画に至った私たちの思いです。 こういう文が全体会で配られまして、高校生たちが壇上に上がって読んだわけです。

高校生たちは、いつもはおとなの期待に応えようと必死になって頑張っているのに、いきなり自分のやりたいことをやれと言われても困る、苦痛でしかないと。

2年前、宮城から 10 年後ですが、川崎でフォーラムをやった時に実行委員をやっていた高校生は、フォーラム実行委員会でこう言ったことが印象に残っています。

川崎の高校生は、「おとなの委員の皆さんは、私たち高校生に何を期待しているのでしょうか。はっきり言ってください。そのほうが私たちもやりやすいので」と。

つまり10年前の高校生はまだ葛藤があったのですね。いきなり自由にやってみたら、と言われても、 普段おとなに忖度しているその忖度関係と、自分が自己決定したいという思いとが葛藤している時期 だったのですね。だからそれを全体会で話してくれたんですが、もう川崎の時は、もう葛藤するとか自 分の気持ちと折り合いをつけるというようなことは、もう通り越しちゃって、おとなに忖度すること が日常化し、おとなの期待に応えるのが私たちの仕事と割り切ってしまっている、そういう割り切り 型の子ども実行委員になっちゃっていたんですね。今日、高校生の皆さんがいらっしゃったら、是非で すね、おとなに忖度しないで自分の考えを持ってほしいと願っています。

もう少し私の経験を言いますと、今の中高校生について非常に気になっていたのは、対面型の意見 表明が危うくなっていることです。

実は2年間、私は武蔵野市という東京の自治体において、子どもの権利条例を制定する委員会の委員長をやらせていただきました。子ども参加による条例づくりを目指して、子ども会議のメンバーと一緒になってやっていたんですが、ある時、子ども会議(ムサカツといいます)に対して、子どもたちが意見を言う方法としてどういう意見の出し方がいいか、と問いかけました。子ども会議が中心となって、何度か話し合ったり、ワークショップもやりました。

で、結果はどうかというと、もう断トツのトップは何だと思いますか?

意見箱です。それからアンケート、そしてタブレットが子どもたちに配られているので、やっぱりSNSでの調査など。これらに共有するのは、安全な意見の出し方なのです。

逆に言うと対面で意見を出すっていうのは大変リスクを伴うのです。みんなの前で意見を言うと、「意識高い系」に見られたり、あるいは「空気が読めないやつ」と見られたり、つまりその面前で意見を言うことは、ものすごく今の子どもたちにとっては勇気がいるんですね。下手すりゃいじめのきかっけになってしまう。面前で対面で意見なんか言えないっていうのが今の子どもたちの率直な思いなんですよ。武蔵野市の子ども会議でもそのような状況で、ついに子ども会議をサポートしていた若手職員、市の職員の方々からも、「喜多さん、対面の子ども会議は無理です」と。僕はこれまで条例に子ども会議、市長に意見提言する子ども会議をつくることを定番としていた。しかしついにね、子どもたちや若手職員の意向で、条例化を断念しました。条例の中には、そこの18条3項というところ、武蔵野市で条例、今年の4月に施行しましたけれども、この条例の18条では、意見表明するため「自ら施策の実現にかかわるための多様な仕組みづくりを促進します」というふうに書くのが精一杯でした。

正直言って、対面での意見表明は無理、もう言えないという子どもたちの現実に直面して、・・・僕は、なんていったらいいでしょうか、民主主義の危機ですね。面と向かって話せない子どもたちが増えていくことに対して、非常にこう危機感を感じました。

3 子どもアドボカシーの展開と学校づくりの新局面

若干絶望感に襲われていた時に、ほんとにグッドタイミングに、こういう時期にできたのが、子どもアドボカシー学会でした。こども基本法の成立2か月後の2022年8月に立ち上がったんですね。

子どもの意見表明支援、子どもの意見形成支援、そして意見が言えない子に対する代弁支援、そういう子どもの意見表明をおとなの側が応援していこうという学会が、まさにこの時代だからこそできたと思ったわけです。

意見形成支援については、昨日のパネルディスカッションで子どもたちが意見を言えた、対面で意見を言えてすごく良かったということを感想で述べていましたけれども、その理由は、最後まで真剣に聞いてくれるおとなたちがいたからなんですね。つまり、おとなが変われば子どもも意見を言えるようになる。安心して子どもたちが意見を言えるような環境づくりを、おとなの側がする必要が出てきた。そのことが、実はアドボカシー学会ができるその背景にあると言っていいと思います。

それからもう一つ注目するのは意見代弁支援です。これは日本のこども政策の根幹に関わる問題で す。日本のこども政策の基本は、子どもや保護者の代弁ではなく代替なんです。

子どもの意見の代替、保護者の意見代替であり、あるいは代行なんです。代弁ではありません。それは皆さんもご承知のとおりだと思うんですね。子どもや保護者の意見は聞くけども、尊重しますが、決めるのは行政の側ですよっていうふうに言ってきました。

これに一番反応して、そういう行政はやめようと言い出したのが福祉の分野、社会的養護の分野だったんですね。これは非常に大事な文書なんで、子どもの自己決定要求をやっぱり大事にしようという社会的養護の行政側から言い出して、専門委員会で言い出したんですね。

「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」というメッセージがあるように、子どもの最善の利益を優先して考慮した福祉の保障を表現するには、子どもが意見を表明する機会が確保され、周囲の関係者が意見を聞き、適切に考慮・反映する環境が整えられることが前提となると。

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」と。児童養護施設への入所、あるいは児童相談所の一時保護への入所に関して一方的に決められてしまう。子どもたちはわけが分からずに入れられ、まるで監獄のような生活をさせられたと、一時保護所入所の経験をした子どもたちから話を聴いたことがありました。もうなんだか知らないけど、いつの間にか隔離されてですね、服を脱がされて制服みたいな服に着替えさせられて、もう四六時中監視されており、隔離されている。なんで僕たちはこんな目に遭わなきゃいけないんだというように思っていたと言うんですね。

そういうことに対して、子どもたちが自分で決めたいと。自己決定要求というのが非常に大事だというのが、実はこの福祉の領域から始まる。これがアドボカシー、子どもアドボカシーの原点でもあるわけです。

広島市で活用されているアドボケイトのチラシがあります。「アドボケイトの約束」という枠の中で、「話したいことはなんでも聞くよ」「なんでも一緒に考えるよ」というところは、意見形成支援をする伴走者です。「秘密はまもるよ」という守秘、「イヤになったら話をやめていいよ」という子ども主導に関しては、これ、「いやなら切っていいよ」と書かれたチャイルドラインのカードとそっくりなんですね。

実は広島のアドボケイトをやっているのはチャイルドラインの受け手の方なんです。まさに徹底的 に子どもの声を聴くということを方針にしているチャイルドラインは、まさにアドボケイトの役割を 果たしてきた。

来年の4月から厚労省で全国実施されますが、今は数千万の補助金を出して、委託事業でいくつかの地域でアドボケイトが始まっております。それは徹底的に子どもたちの声を聴こうと。国連の言葉を使えば、意見表明権というのは子どもが意見を聴かれる権利なんです。聴かれていない子どもが意見を言えるわけがない。

では学校はどうか。学校の中でのアドボケイトというテーマですが、最後にこのテーマをまとめておきます。

学校づくりとアドボケイトということで、今日の足助高校の先生たちの発表もそうだと思うんですが、子どもの危機は学校の危機、教育の危機という認識です。その危機感を共有できている先生たちが、実は子どもの意見表明、子どもの自己決定を大事にしていこうというふうに考え始めている。

残念ながら日本の学校、教師の主流はまだそこまでいきせん。分かりにくいと思いますけれども、簡単に言うと、「子どもの意見なんていつも聞いているよ」と。「授業だって日々の実践だってみんな子どもの意見表明を求めている。」学校現場の教師の8割、9割の先生はそう答えます。だから分かりにくいんです。

やってるよって言われている先生は何をやっているかというと、教育方法としての意見表明なんです。いわゆる授業の技術、教育方法として子どもの意見を組込みながらグループ学習をやったり、子どもの意見を言わせて授業を組むというのは日本の教師の伝統といってもよい。大正自由教育以来の伝統的な教育法です。

しかし、権利としての意見表明とは違うんです。子どもの権利とは何かっというと、子どもの意思決定の参加です。子どもたちに意思決定、イニシアティブを渡すような意見表明を教師がちゃんと保障しているのか。

教師は、それは困るんです。子どもが教師が抱いている枠をこえて自分の意思で動き出すことを恐れる。怖い、恐怖を感じています。僕も大学の教師ですけれども、やっぱり学生が、教師の枠と関係なしに学生が動き出すことをものすごく恐れていました。

ただし、それを突き抜けて、もう任せちゃおうと開き直ると、すごく教師って、新しい実践、さっき言ったように、札内北小の先生が言ったように、教師として最も楽しい授業になるんです。イニシアティブを常に教師が持っている、手放したくないという教師の思いは分かるんだけども、それをふんぎって子どもに返した時に、本物の授業が、教育が始まっていくというふうに思います。

私は大きく子どもの意見表明権が日本の学校に入らない理由は2つあると思っています。

一つは今言ったように教育的なイニシアティブを先生たちが手放さないという問題。

そしてもう一つは国家的な意思。1994年5月20日に文部省は異例の通達を出すんですね。事務次官 通知という形で、条約は批准したけれども何の立法・法改正はしない、学校も変わらなくていいという 通知です。子どもの権利条約の批准は、現行教育法制と軌を一にしていると。この通知とそれからもう 一つ大事なのは学習指導要領ですね。先ほど、やっぱり2008年の改定で子ども参加が非常にやりにくくなったという話をしましたが、児童会、生徒会はあくまでも「指導の対象」なんです。学習指導要領 では特別活動に位置づけられています。「指導の対象である生徒会」の意見を、学校が対等に受ける必要はない、と。

この4月に、こども基本法の施行に合わせて、条約の批准記念日、4月22日に、条約キャンペーン

委員会主催の集会を開きましたが、そこで子どもたちから出された意見は、「子どもも一人の人間です。 指導の対象ではありません。」と。「先ずは一人の人間として意思を尊重してください。」ということを 子どもたちが言わざるを得なかったわけです。

「生徒指導提要の改訂と校則見直し」について補足します。

ここで一条の光が差し込んだという思いです。生徒指導提要が昨年 12 月に改訂され、ここで子どもの権利条約の理解は、生徒指導を担当する教師にとって必須だと。子どもの権利条約を前提にした生徒指導でなければいけないということが、もう基本的な原則として語られています。この改訂原案ができた昨年の4月の段階では、東京都は既に高校生の意見をもとにして理不尽校則をやめるということを先取りして宣言しました。

今年の8月、鹿児島市で講演をした時に、市内の中学生の生徒会のメンバーと交流できました。校則の改正、見直しをやっている生徒会だったんですが、ほんとに楽しそうな表情でしたから、「なんでそんなに楽しそうにしているの」っと聞いたら、「だって、学校が変わるかもしれないんですよ」と。なんていうんでしょうね、ワクワク感っていうんですかね。つまりそれは諦めの裏返しなんです。何言ったって先生たちには通じない、「変わるわけないじゃんか」そういうふうに子どもたちは諦めていた。ところがですね、今回、この新しい校則見直しの動きの中で、生徒たちも感じている、もしかしたら新しい学校になるかもしれないと。それを支援しているのは「カタリバ」という認定NPO法人なんですね。

このカタリバは、生徒の意見表明による校則見直し、生徒との対話を通した校則見直しのサポート役として全国の学校に参入し始めている。その対話型の手法としてルールメイキングを行ってきた。学校の校則・ルールの対話的な見直しを通じて、生徒みんなが主体的に関わる学校をつくっていく取り組みです。これを実践している足助高校の実践は、飯田先生からこのあとご紹介があると思います。まだなかなか古い意識を持っている先生たちから受けいれられてくれませんが、うまくいけばこのカタリバはもっと、これが今まだ260校ぐらいしか入ってないんですけれども、全国的にカタリバが入ることによって、もしかしたら学校アドボカシーのさきがけになる可能性があります。そのぐらい重要な実践が今、足助高校で始まっているということをご紹介しておきたいと思います。

4 校則見直しから新たな学校づくりへ

「校則見直しから新たな学校づくりへ」ということで、生徒による校則の自主制定権の問題というのは、まさに子どもの意見表明・参加の権利にかかわります。こども基本法の3条4項、3項・4項の問題です。

これは大きく2つの性質が入っている権利なんです。

一つは自己決定的な意見表明権。自己決定・自己形成的な意見表明・参加の権利です。もう一つは社会参画・社会形成的な意見表明権。社会参画という言葉は男女共同参画の参画という言葉と同様に政策意思の決定に参加することを意味します。この言葉がこども基本法に入ったというのは重要です。

昨日の大谷さんの話、非常に皆さんも勉強になったかと思うんですけれども、最後にちょっと気になることを言っていたんですね。子どもが決めるかおとなが決めるかっていう時に、子どもはまだ成熟していないからおとなのほうが決めることがある。ただし、おとなが決める時にはちゃんと子どもに対して説明責任を果たしていくことをかなり強調されたんです。けれども、子どもが決めるかおと

なが決めるかっていう2つの構図だけで、これは弁護士さんですからやむを得ないんですけども、子ども自身が自分のことを自分で決めたいと言っているんです。髪形や服装もそうなんです。自分のことは自分で決めたいという自己決定要求に対して、おとなが横取りするのはまずい。それはやっぱり子どもたちの自己決定的な権利を尊重しなきゃいけない。まさに子どもの最善の利益なんです。

もう一つ、社会参画の権利で言えば、子どもの参加とは、おとなとの意思の共有、共同決定を指します。これは欧米の学校協議会がそうなんですけれども、子どもたちと保護者・住民と教職員を構成員として学校協議会を作って学校の意思を決めるというやり方です。これを私たちは共同決定と言っています。つまり子どもの側が決めるかおとなの側が決めるかじゃなくて、合意して一緒に決めていくというのが学校なんです。学校の共同体づくりなんです。

千葉県では、生徒会連盟が生徒人権宣言というのをあげています。自分で決める権利も入っていますが、生徒会連盟の中心になったのが東葛飾高校生徒会なんです。

そこの生徒会では、先生たちの意思と食い違った時には合議機関をつくるんです。学校の意思と生徒の意思が違う場合には合議の機関、協議の機関を作って調整し、共同決定する。そういう活動をしている高校もあるんですね。

関連して、韓国の光州市の学校自治条例を紹介しておきます。これは一つのモデルだと思います。教職員の自治と生徒の自治と保護者の自治、それを確保しつつ、それぞれが合わさった全体協議の場を創る。そのような学校づくりのルールを、子どもたちの自治規則から学校全体の自治規則にまで発展させた全校的ルールメイキングがこれからは求められていくだろうと思います。スウェーデンの高校の例を出していますが、「希望のルール」という、学校全体で、生徒の規則は生徒の規則、生徒を管理する規則ではなくて、生徒が自治的に生活していく生活のルールをもちろん生徒がつくっていく。いわゆる懲戒的な制裁の基準ではなくて、管理の基準でもなくて、子どもたちが日常生活を自主的に進めていく自主規律のルールを作っていく例が世界でも見られます。

結びとして、僕は、冒頭に戻りますが、こども基本法の成立によって第2期の子ども参加型の学校づくりが始まったと思います。いや、これから始めてほしいと願っています。足助も含めてですね、札内北小みたいな、「子どもの目を見てください」と堂々と言えるような、そんな学校づくりが始まることを期待して、私の話を終わらせていただきます。

どうもご清聴、ありがとうございました。(拍手)

【司 会】

喜多さん、ありがとうございました。皆さま、もう一度盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

第2部 基調報告

【司 会】

ただいまから第2部を開始いたします。

第2部では、愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員の梅村直也弁護士と北川喜郎弁護士から、愛知県立高校の校則についての分析結果、アンケートに対する回答の分析結果について、それぞれご報告します。

そのあと愛知県立足助高等学校の教諭である飯田さんから、足助高校における校則見直しについて ご報告いただきます。

ご報告いただく3名の方の経歴については本日の配布資料の4頁・5頁の登壇者プロフィールに掲載しておりますのでご参照ください。

それでは梅村さん、お願いいたします。

1 愛知県立高校50校の校則分析、アンケート、インタビュー等の結果報告

報告 1

【梅村直也さん 愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員】

皆さん、はじめまして。私は弁護士の梅村と申します。よろしくお願いします。

私たちは愛知県立高校 50 校を地域等の学校の特色に偏りがないように選び、その校則を調査しました。弁護士として各校の校則を見た時、問題があると感じた校則を取り上げ、その問題の本質は何にあるのか分析をしました。今日はその分析の一部を紹介したいと思います。

先ずは私たちから皆さんに、校則を分析する上で大前提として知ってもらいたいことをお話いたします。そこで私たちから、今日来てくれた子どもの皆さんに質問です。

皆さんは「自由」に生活することができていますか。

私たち弁護士は、子どもの人権相談等で子どもの様々な問題に接します。その中には、学校生活の様々な悩み事もあります。

上の質問に「はい」と答えてくれる人はどれだけいるのでしょうか。私たちはそんな疑問を抱き、とても心配しています。

もう一つ質問です。「自由」ではないということは、どのような状態ですか。一人ひとりの人権や権 利が十分に尊重されず、不当に制限されている状態をいうものと考えています。

先ほど人権や権利と申しましたが、ここで言う人権とか権利というものは、人として認められる人権、更には子どもとして特に保障される子どもの権利、そういったものを言うというふうに考えています。

一方で子どもの生活の大部分を占めるのが学校生活です。そこには校則というルールが存在します。 そこで校則というものは、一人ひとりの人権と子どもの権利を尊重できているのか。そういったところを私たちは考えました。私たちは皆さんが自由に、そして豊かに学べる、より良い学校生活の実現をお手伝いしたいと考え、学校生活に大きな影響を与えている校則を調査することにしました。

さあ、皆さんも一緒に考えてください。

先ず「校則」とは何なのかというところからお話をさせていただきます。

先ず出発点は、子どもは一人の人、人権の主体であるということです。

二つ目は、学校は子どもたちが集団で学ぶ場であるということ。

三つ目は、学校では一人ひとりの教育を受ける、学ぶ権利が保障されなければならないということです。

校則とは、学校の集団では一人ひとりの子どもが安心して安全に学ぶ権利を尊重しあい、それを守りあうためのルールとして必要最小限度の制限をするものだというふうに考えています。

しかし実際の校則は必要以上に皆さんの人権や権利というものを制限してしまいます。これを具体的に見ていくことにいたします。今日はエピソードを各紹介して一緒に考えていこうと思います。

先ず一つ目、今日は、とある高校に通うAさんの生活というのをご紹介します。

Aさんはものすごく暑い日でも半そでのTシャツと短パンは着られません。ものすごく寒い日でも ダウンコートは着られません。Aさんは毎日決まった服、つまり制服を着て登校します。身に着ける防 寒着も学校指定の羊毛コートです。

最初は服装に関する校則について分析します。服装は、自分がどんな人か、どんな人として見られたいかを表す自己表現方法の一つです。そしてそれを自ら決めることができるという点で自己決定の一つでもあります。

例えば野球やサッカーなどスポーツ観戦をする時のことを思い浮かべてください。私はこのチームのこの選手を応援していますというメッセージを込めてユニホームを着て応援したりしますね。服装には、単に身に着けて身体を保護するほかにも、このような役割があるのです。

そのため、通学の服装は制服でなければならないという校則は、Aさんの表現の自由と何を身に着けるのかの自己決定権を制限しています。

表現の自由や自己決定権は、日本国憲法でも保障されている重要な人権の一つです。

制服についての定めは、調査対象のほぼ全ての学校に存在していました。制服については男子用、女子用の二つに分かれて指定されていることが多く、性の多様性への配慮も必要です。

そして多様性は性に限ったものではありません。生徒一人ひとりが自分に合った服を着られるよう、 学校が特定の服装を生徒に提案するのであれば、自由選択の標準服とするのが良いでしょう。

また防寒着に関して何らかの規定を設けている学校も半数程度に及びました。特に防寒着については寒さから身を守るため、そういったものでありますから、身体の自由の観点からも防寒着を規制する規定については、なるべく制限を設けない方向が望まれます。

では次のエピソードです。Aさんは学校に着きましたが、教室で鞄を開けると忘れ物に気がつきました。家に家族がいますのでスマートフォンで連絡すれば持って来てくれるかもしれない。でも今はできません。諦めるしかないです。がっかりしているAさんに、隣の席の親友のBさんは声をかけました。「私の貸してあげるよ」「ほんとに?ありがとう。助かるよ」その流れで、「そういえば帰りに最近できた話題のお店に行こうよ」そう言いたいところですが、後ろで担任の先生が聞き耳を立てているので言えません。

ここでは先ずスマートフォン等の規制について校則から検討します。スマートフォン等の校内への 持ち込み自体を禁止する学校は、調査対象の1割程度でしたが、校内での使用禁止など、その利用に関 する定めをしている学校は、調査対象の半数程度に及びました。 確かに学校内で使用することがどうしても必要になる、そういった場面はあまりないかもしれません。しかし登下校時はどうでしょうか。いまや公衆電話などは町から姿を消し、ほぼ全ての国民が携帯電話を持っているような状態です。当然携帯電話を持っていないということは、大変な不便です。

このように所持品に関する校則の規定は、本来的に自由であるべき学校外の生活にも密接に関係するわけです。そのため、なるべくであれば規制はないほうがいいんです。

次に、登下校時のいわゆる買い食いに関する規制も紹介したいと思います。買い食いを規制する校 則は多くの学校で見られました。このような校則が、皆さんの行動の自由を制限していることは明白 です。より踏み込んで、不適切な場所への立ち入りを規制する学校がほとんどでした。このような校則 は、生徒の皆さんを守るという目的を持っているのだと思いますが、その目的を本当の意味で達成す るためには、皆さんへの十分な説明こそが必要なんだと思います。

学校が考える不適切な場所では何が行われているのか。具体的にはどのような場所なのか。そういったことも説明し、生徒の皆さんにも同じ危機感を持ってもらうことが必要なのです。そのため、どのような飲食店でも一律に禁止するというのは、過剰であり不十分な規制だと言えます。

次はこのようなエピソードです。

Aさんは小さい頃からボルダリングをしています。来月には大会が控えているので、時間があればボルダリングの練習がしたい。しかしAさんは、授業後は学校のサッカー部で部活をしなければなりません。学校の部活にはボルダリング部はありません。Aさんは幼馴染のCさんととても仲良しです。Cさんと一緒の帰りたいと思っているのにCさんとは一緒に帰れません。Aさんはサッカー部が7時までありますが、Cさんは6時半までに学校から下校しなければならないからです。

次は部活動に関する規制を紹介しましょう。

部活動について、何らかの強制をする学校は、多くの学校で見られます。そもそも部活動とは学習指導要領上、生徒の自主的、自発的な参加によるものと位置づけられています。そのため、部活動に参加するか否か、参加するとしてどのように参加するかなどは、生徒の皆さんが一人ひとりその自己決定によって決めることなのです。何らかの強制をすることは、生徒のみなさんの自己決定権を不当に制約しています。そのほかにも少数ですが、下校時間に男女の差があるという校則も見られます。

このような規定の目的は、女子のほうが男子に比べ腕力が弱く、犯罪被害に遭わないにようにする ためという目的かと思います。しかし犯罪被害への懸念に性差はありません。男子であるか、女子であ るかに関わらず、生徒全員を安全に帰宅できる、そういった時間を下校時間とするべきです。

それでは最後のエピソードです。

Aさんは、今日は美容院に行く日です。美容師さんから「今日はどんな髪形にしましょうか」「この前テレビで見たサッカー選手、格好良かったな。金に染めてツーブロックで」なんて言えないです。「いつもどおり短くしてください。」髪型ぐらい自由にしたい、そう思ったAさんは翌日、生徒会に直談判に行きました。生徒会の中でも同じように考えている人は大勢いました。「でもどうすれば校則を変えられるの?」Aさんは質問しましたが、誰も答えることはできませんでした。

皆さんも髪型についての校則については興味を持っているのではないでしょうか。髪型も自己表現の一つです。それと同時に人種や宗教、ジェンダー等にも関わりを持っています。

このように色々な自由と関わりを持つ髪型については、その規制について、より慎重に検討しなけ

ればなりません。

しかし、ほぼ全ての学校で髪型についての規制があります。そしてその規定の仕方は「高校生らしい」であったり「華美でない」とか「清潔な」というその言葉だけでは何が駄目なのか分からない、不明確な規定ばかりでした。

このような曖昧な言葉を用いた規定は、生徒がどこまで許されるのか判断することが難しいため、 必要以上の規制がかかってしまいます。これを萎縮効果と言います。表現の自由の保障では、特に注意 しなければならない問題です。

最後は校則の改定や廃止に関する規定について紹介したいと思います。

調査対象の学校の校則には、校則の改定や廃止に関する規定は一つも見られませんでした。一番最初に出発点として紹介した一つを思い出してください。

生徒の皆さんは、一人の人として権利の主体であるということを紹介しました。権利の主体であるということは、自分のことは自分で決めたり、自分に関することを決める時には、それについて意見を表明できるということを意味します。

校則について言えば、校則は生徒皆さんの生活に強いかかわりを持ち、多くは自由な生活も制約します。そうであれば、その改定や廃止に関しても生徒の皆さんの意見表明、つまり自らの声を発することができ、その声を反映してもらうことが必要なのです。

確かに校則の制定権限は校長にあるとされています。しかしその権限も無制約なものではなく、子どもの意見表明と子どもの最善の利益という限りにおいて認められるにすぎないと考えるべきなのです。

そのほかにも、靴下や下着、化粧についての規定や、遅刻、早退、欠席についての規定、バイクに関する4ない運動、アルバイトの禁止など、皆さんに是非考えていただきたい校則について資料で紹介しています。長い資料となっていますので、全てに目を通すことは難しいかもしれませんが、興味のあるところだけでも大丈夫ですから、読んでいただけると嬉しいです。

私たち弁護士が校則を見ると、生徒の皆さんの生活の自由は、校則によって必要以上に制限されていると考えています。そして校則の中には、違反した場合に不利益な指導を受ける必要がないように思われるものも多く規定されていることが分かりました。礼儀・作法・常識など、知識として必要と思われるものは、校則で取り締まるのではなく、先生からのアドバイスとして生徒と一緒に考えれば良い問題であると考えます。

では実際に学校に通っている高校生の皆さんや学校の先生は、このような校則をどのように思っているのでしょうか。次はそんな実際の声をまとめて紹介します。

私からの報告は以上です。ありがとうございました。(拍手)

【司 会】

梅村さん、ありがとうございました。続いては北川さん、お願いします。

報告 2

【北川喜郎さん 愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員】

弁護士の北川喜郎と申します。

私のほうからは、実際に学校の生徒や学校の先生に聞いたアンケート結果などについてご報告を差 し上げます。

はじめに私たちが行った調査の方法について簡単にご説明いたします。私たちは、校則について調査を行うに当たって3つの視点から調査を行うことにしました。

一つ目は生徒個人の視点、二つ目は学校側、先生たちの視点、三つ目は主に校則の見直しなどに関わる生徒会の視点です。

この3つの視点から、私たちは校則の情報開示をしてもらった50校の学校に対して、高校2年生の生徒宛のアンケート、学校の先生に向けたアンケート、生徒会の役員宛のアンケートをそれぞれ作成して回答をお願いしました。そして実際に回答をいただいた生徒、先生、生徒会の皆さんの中から、インタビューにご協力いただける方に対してインタビューもさせていただきました。

また今回の報告の中では、私たちが令和5年6月25日に実施した校則のホットラインの電話相談に 寄せられた相談やご意見も、一部ご紹介をさせていただきます。

なお、校則ホットラインでは、高校に関するものに限定はしていません。

本日の報告では以下の4つの内容についてご報告をいたします。

先ず、生徒の視点から実施したアンケートやインタビューから見えてきたこと、二つ目に、学校の視点から見えてきたこと、三つ目に、生徒会の視点から見えてきたこと、そして最後に、3つの視点を横断的に見て分かったことや感じたことについて報告をさせていただきます。

なお、アンケートやインタビュー、校則ホットラインの詳細については、お手元に配布した各資料の 参考資料をご覧ください。

本日の報告では、15 分の限られた時間の中での報告ができるように、その結果の中から特に印象に 残った点についてピックアップをして報告をいたします。

それでは先ず生徒、高校生の視点から、高校2年生に行った調査結果について報告をいたします。 先ず調査をして分かったことは、高校生の生徒、個人は校則に対して意見を持っているということ です。これはある意味当然のことではあるのですが、生徒一人ひとりが校則に対する様々な意見を持っているということが今回の調査を通じて改めて分かりました。

アンケートの分析によれば、生徒たちは校則自体の必要性は感じながらも、その校則の内容に疑問を感じる校則もあるとの意見が多く寄せられました。実際のインタビューによれば、どのような場合に指導の対象になるのか、その基準がよく分からないといった声や、意見箱は設置してあるんだけれども、目立つところに置いてあるから意見を出しにくい。真面目っぽいと思われるから、意見を出しているところを友達に知られたくないというような声も聞かれました。

生徒たちに不満のある校則について聞くと、一番不満が多く集まったのは頭髪、眉毛、化粧などに関する校則でした。2番目は、服装に関する校則です。生徒のインタビューによれば、学力に関わらないし、今はツーブロックは就職にも影響しないのに、どうして禁止なんだろう。ワックスやスプレーで髪を整えるということは、社会に出たら普通にやっていることではないんだろうか。髪型や服装に関しては、男女の区別があるのは多様性としてはどうなんだろう。眉毛を整えるのを禁止されるけれども、整えないほうがボサボサなんじゃないのっていうような意見が聞かれました。

次に生徒に対する調査で分かったこととして、生徒たちに対して、校則の理由についての説明が十

分にされていないということが分かりました。生徒へのインタビューによれば、生徒がその校則が何故あるのか先生に聞いても、先生からは「ルールだから守れ」と言われてしまうこともあったそうです。

何故その校則が必要なのか。先生もその理由を説明できないこともあるようです。

また実際に校則が変更になった際にも、その変更の理由が生徒に説明がなされずに、単に校則の変 更点のみが生徒に対して説明されたというような事案もあったようです。

続いて学校の視点から見た調査結果について報告をいたします。

先ずアンケート調査の結果、校則の見直しを既に行っていた学校が非常に多くてですね、2020 年度 以降、アンケート調査をしていた学校のうち 97%の学校で、学校の校則の見直しを既に行っていたと いうことが分かりました。

見直しをした校則の規定についてですけれども、若しくはまた今後見直しを予定している校則について調査したところ、服装に関する規定を見直す学校というのが一番多かったようです。

続いて私たちは学校に対して、「見直しにあたって人権や生徒の権利について考える機会を設けましたか、若しくは設ける予定ですか」という質問を行いました。

これについてアンケート結果からは、生徒の権利に配慮しながら校則改定に取り組んだ学校は、少なかったことが分かりました。

また生徒の権利保障について、理解を深める機会が、生徒自身に対しては半数以上の学校で行われていないことが分かりました。

学校に対するアンケート分析によれば、回答を寄せてくれた学校の約半数は、状況やニーズに応じてあらゆる校則を視野に入れて見直しを検討しようという姿勢であることが分かりました。

一方で、教職員の中には校則を変化させることで風紀が乱れたり生徒の生活が荒れたりするのでは ないかという不安の声があるということも分かりました。

3つ目に、生徒会の視点から行った調査結果を報告します。

先ず校則の見直しにあたって、どのように生徒から意見を聞いたのかについて調査をしました。

この点、生徒会へのインタビューによれば、生徒に対してアンケートをとったけれども、回収率がとても悪かった。

各クラスの代表者を通じて意見を持ち寄るようにして、生徒たちの意見を募集したのだけれども、 生徒たちがクラス代表に自らの意見を伝えやすいかというと、そうではなかった。

生徒の中には、そもそも校則について関心がない人もいた。

そんな声が集まりました。このようなアンケートやインタビューの結果から、生徒会において、生徒の意見を聞くことや生徒の意見を集めることの難しさがあるということを感じました。つまり、生徒一人ひとりが主体的に校則の見直し関わって、生徒全体で意思決定を行っていく仕組みづくりが必要であり、生徒が意見を言いやすい工夫、その手続きを整えていく必要性を感じました。

また、生徒と生徒会の橋渡しだけではなくて、校則の見直しに際しては、生徒たちや生徒会の生徒側と学校とを橋渡しするような教員の協力も必要であることが分かりました。

そしてかかる教員の協力には2つの役割が重要です。

先ず生徒側の声、生徒側の意見を学校側に伝えるメガホンのような役割を教員が果たす役割が重要です。

続いてその生徒側の意見を受けて、学校の側で検討した結果をしっかりと生徒側に分かりやすくフ

ィードバックする教員の役割も重要であることが分かりました。

このような2つの役割から、校則改定に際して、生徒側と学校とを橋渡しするような教員の協力の 重要性が明らかとなりました。

これまで生徒、学校、生徒会の3つの視点から調査結果を報告してきましたが、最後に、これらの調査結果を横断的に見て分かったことについて報告します。

先ず校則は、2020 年以降、実際に変わってきているということです。そしてこの校則の見直しは、 生徒や保護者の声をきっかけにして校則の見直しに繋がっている例が多くあることが分かりました。 さらに調査結果を通じて分かったことは、校則を見直す仕組みづくりが必要であるということです。

具体的には、1つは生徒と生徒会を繋ぐ仕組みづくりが必要です。生徒一人ひとりは具体的に校則に対する意見を持っているのですが、意見箱では伝えづらいとかクラス代表に意見を言いにくいといった場面のあることが分かりました。

2つ目は、生徒側と学校とを繋ぐ仕組みづくりが必要です。これは先ほど報告したように、生徒側と 学校側の橋渡しをするような教員の協力が重要となります。

このような2つの視点から、①生徒と生徒会を繋ぐ仕組み、そして2つ目に、生徒たちと学校を繋ぐ 仕組みの双方が整えられることによって、生徒一人ひとりが意見を表明できる環境づくりに繋がるの だと思います。

インタビューによれば、実際に校則を改定したことによって、魅力ある学校づくりに役立ったという声も聞かれました。また、校則の見直しをすることを通じて、生徒が自らの意見を表明し、主体的に参加する教育的機会になることも分かりました。

最後に、調査を通じて私たちが感じたことをお話させていただきます。

私たちは、校則に関する調査や分析を行ってきましたが、子ども一人ひとりが楽しく過ごせる学校にするためには、何が必要かということを考えた時、校則を変えること自体が大切なのではなくて、あくまで学校が子どもの権利保障の場になることが大切であると考えています。

これはつまり、子どもが学校で楽しく過ごせることの大前提として、子ども一人ひとりが安全に安心して学ぶ権利を保障されていることが必要であるということです。

別の言い方をすれば、校則を変えることは目的なのではなく、学校という場が子どもにとって楽しく過ごせるように、その前提として子どもにとって安全であり安心ができる場所として学ぶ権利が保障された場になるように、どんな学校を目指していくかと考えていくことが大切であると思います。

そして子どもが一人ひとりが楽しく過ごせる学校にするために、校則の見直しをするのであれば、 その校則の見直しのプロセス、その過程がとても大事であると考えます。それは校則を見直すそのプロセスにおいて、校則に対する子どもの声、意見をしっかりと聞くこと、受け止めることが重要です。

また、子どもたちが校則について一緒になって考えていけるような仕組みづくりや、一人ひとりの 生徒が意見を言いやすいような環境づくりが大切であり、子どもの意見表明権を保障していくことが 重要であると考えます。

私たち弁護士も、生徒たちや学校の先生たちとともに、子どもの権利保障について、そして校則について一緒に考えていくことのお手伝いができます。是非そのような場面で、私たちにお手伝いができることがあれば、お気軽にお声がけをいただけたら嬉しく思います。

以上をもって、私からのアンケート報告とさせていただきます。(拍手)

【司 会】

北川さん、ありがとうございました。そうしましたら最後に飯田さんからご報告をお願いいたします。

2 県立足助高校のルールメイキング活動の報告

【飯田雅史さん 愛知県立足助高等学校教員】

足助高校の教員をしております飯田といいます。今から足助高校のルールメイキングプロジェクト の発表をします。

はじめにですが、このパワーポイントの作成者になります。全てのページを生徒が作成をしています。ただ私が発表する言葉と最近の内容は私がもう一度作り直したものになっています。パワーポイントは、生徒の制作物として見ていただけるとありがたいと考えています。

ここが足助高校になります。ご存知のことだと思いますが、足助高校は豊田市の山間地域、香嵐渓がある足助町ですね、その横に足助高校があります。生徒数は140名ほどです。

ルールメイキング活動については、令和4年度、昨年度から開始しました。今年度は教員5名、生徒12名で活動を始めました。本年度、今現在ですが、1年生も参加して、生徒は20名で活動をしています。生徒についてはエントリーシート、これを記入して自らの意思で参加してもらっている活動になります。

今年度も昨年度から引き続きなのですが、ルールメイキングでは班を3つ構成して議論を深めています。

1つ目が制服・身だしなみ班、2つ目がスマホ・PC班、3つ目がアルバイト・その他班。これは、自分の興味・関心に合わせた班編成になっています。

昨年度の実績を簡単に紹介させていただきます。週1回、授業後に定例ミーティングを行います。具体的に何を、どのようにして校則を見直していくのかという話し合いをします。そして全体会後、各班での活動になります。

これは、はじめのミーティングの風景です。基本的に生徒主体で活動を実施しています。全体ミーティングでは、とにかく本校の校則を可視化し、現状把握を行いました。それからブレインストーミングを活用して生徒同士の意見交換、さらには自由な発想で追加意見を出し合いました。回数を重ねるごとにスムーズに議論ができるようになってきました。

①のそもそもルールって何?では、「破りたくなるもの」や「なんで学習指導要領なんてあるの?」 というような過激だけどもユニークな意見も飛び出していました。

教員、保護者、生徒、地域の方々の協力や理解を得るために情報発信にも力を入れていました。ルールメイキング通信の作成や、学校のウェブページに活動状況を定期的にアップしていました。

6月に学校運営協議会が行われたのですが、そこでルールメイキング活動の報告を行いました。地域の方々の声を聞ける数少ないチャンスでしたので、校則やルールメイキングプロジェクトについての意見をアンケート形式でとらせていただきました。その際、議員の方から貴重な意見をいただくことができました。

これはスマホ・PC班の活動になります。本校において、スマホの利用は原則禁止となっています。 しかし、行事だけでも使用したいという意見が多かったため、生徒と教員が対話を重ねて6月の体育 大会でスマホの使用を実現させていました。意識調査から書類作成、全体アナウンス、リスクマネジメ ントに至るまで、生徒主体で実施をしていました。

9月の文化発表会で再びスマホ利用について同様に施行するために、体育祭の反省をもとに教員や 生徒にインタビューを行い、これをもとに改善策を作成しました。アンケートではSNSのトラブル、 写真の写りこみ、盗撮などがリスクとして挙げられたので、これらの改善策、生徒アナウンスの仕方を 提出して無事に実施をすることができました。

アルバイト・その他班の活動になります。アルバイトについて意見を出し合い、それをもとに保護者、教員へのアンケートを実施しました。生徒の発案で、雇用する立場の方の意見も聞くために、地域の方々へインタビューも行いました。アルバイトは原則禁止でしたが、経験をすることで得られることが多くあると考え、班内で議論が進みました。その結果をまとめて教員に提出をしました。その後、生徒指導部、職員会で教員の話し合いが行われました。

制服・身だしなみの班の活動になります。制服や身だしなみについても議論して、初めに体操服のネーム刺繍に注目をしました。これに関しては、体育の先生とルールメイキングのメンバーが議論をしました。刺繍をなくすことで値段が下がり、家庭の負担が減る。それから個人情報を守るということが重要であるという結論になり、今年度、令和5年度から体操服の刺繍は無しに変更になりました。

次に今年度の実績を紹介します。

今年度の活動は、各班で基本的に取り組みを行う。そして全体の集まりは月に1回程度になりました。ホームページでの発信は現在も継続して続けています。

生徒たちが自分たちの活動をもっと知ってほしいと考えて、文化発表会の日に活動報告を行いました。これによって2年生が2名、新たに参加しました。また、1年生に参加してもらうために、10月に3回の体験会を行いました。正式に1年生6名がメンバーとして加わりました。ここから3つの班に分けて活動状況を紹介します。

初めに、制服・身だしなみの班の活動報告です。

私服での登下校について教員にインタビューを実施し、教員の考えを聞きました。それを基に対話を続けた結果、今年度はTPOを学ぶ機会としてワークカジュアルディを2回試行することになりました。ワークカジュアルディの試行に関しては、荷物の少ない日を今回は選びました。具体的には9月22日の文化発表会、11月10日の野外学習の日の2日間を設定しています。

今後の予定についてですが、事後アンケートで状況を把握して、その次にワークカジュアルディの 実施日をもう一度検討しようと考えています。また、新しく休日の部活の登下校について議論を深め ていこうと考えています。

スマホ・PC班の活動報告になります。

今年度もスマホ利用の試行を実施しました。これは、その事後アンケートになります。円グラフは去年と今年の体育祭後に行った、生徒の事後アンケートの比較になります。肯定的意見が去年も今年も非常に多く、スマホの利用についてよかったと感じる生徒が多くいました。否定的意見については、去年も今年もかなり少ないのですが、歩きスマホをしている、決められた時間以外に使用しているという意見があったと聞いています。

これは教員のアンケート結果です。教員アンケートでは「体育祭でSNSやゲームをしている人を

見ましたか」という質問に対して、「見た」という教員は一人もいませんでした。右側の撮影、スマホ 利用について「とてもよかった」あるいは「よかった」で、教員も否定的な意見はなく、非常にいい評 価を出していました。

スマホ・PC班の今後の方針についてです。

スマホの校則の見直しを議論していこう。それからタブレット、一人1台のパソコンになるのですが、このタブレットのルールも明確にしていこうと考えています。

次にバイト・その他班の活動報告になります。

生徒、教員、保護者、地域の意見を集約し、議論を深め、届出制に変更するという結論になりました。 その結果、5月の13日のPTA総会で報告し、6月1日の全校集会で全校生徒に報告し、アルバイト を許可制から届出制へ変更しています。ここで教員、保護者、あと地域の方との対話を重ねたことによって、校則の一部というのが見直されたことになります。

今後の方針になります。引き続き議論の対象として状況把握が必要だと考えていますので、今後も 定期的にアルバイトのアンケートを取って状況確認をしていこうと考えています。

最後に、心境の変化、今後の課題をお話したいと思います。

心境の変化に関しては、参加前と後で大きく変わりました。このパワーポイントの文章の量ですね。 短い文章の表現から長い文章への表現に変化をしました。なるべく正しく伝えたいといふうに考えた 結果と考えています。それから校則ができた背景なども考えることができるようになり、一つの校則 を見直すために様々な人と対話をして納得してもらうために、様々な視点で物事を捉えることができ るようになりました。自分だけでなく他人の考え方にも理解を示すことができるようになりました。

今後の課題です。

初めに活動人員の募集です。現在 20 名いますので 3 班体制で十分に活動できると考えています。今年の 4 月も実は募集をしたのですが、新規参加者は 1 名でした。この人数を維持できるように、活動人員を募集していこうと考えています。

それから2つ目は持続可能な取り組み。人の入れ替わり、あるいは教員が異動で変わって活動が引き継がれないということが起きないように、生徒が必要な書類を自分たちのタブレットで作成し、保存するようにしています。

それから3つ目、まだまだ全校生徒を巻き込んだ体制にはなっていません。ですので、生徒、教員の意見を取り入れる環境づくりを考えています。意見箱を作り、誰でも意見を言えるようにするというのが今のところ出ていますが、もっと色々考えていきたいと思っています。

生徒たちがやっていることになりますが、様々な意見を取り入れて、みんなが納得して過ごせる学校環境を作っていくこと。そして生徒と教員が対話を重ねる、あるいは地域の方とも関わりを持って、みんなが主体的に関わっていける学校づくりを目指しています。

以上で発表を終わります。ご清聴、ありがとうございました。(拍手)

【司 会】

飯田さん、ありがとうございました。報告者の皆さんに今一度大きな拍手をお願いいたします。(拍手)

これにて第2部を終了いたします。

第3部 パネルディスカッション

登壇者:喜多明人さん 早稲田大学名誉教授・子どもの権利条約総合研究所顧問(前代表)

谷上正明さん 愛知県立足助高校校長

粕田陽子さん 愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員

コーディネーター: 犬飼尚子さん 愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長

【司 会】

ただいまより第3部を開始いたします。

第3部では、第1部でご講演いただいた喜多さん、第2部でご報告のあった校則見直しに取り組まれた足助高校の校長である谷上正明さん、愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員の粕田陽子さんの3名にご登壇いただき、学校における校則見直しの問題についてパネルディスカッションを行います。3名の方のご経歴につきましては配布資料4・5頁をご参照ください。

コーディネーターは愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長の犬飼尚子さんが務めます。ここからの進行は犬飼さんにお任せします。犬飼さん、よろしくお願いいたします。

【犬 飼】

はい、弁護士の犬飼と申します。このような司会は初めてですので拙いところや不手際があるかと 思いますが、よろしくお願いいたします。喜多先生、谷上さん、粕田さん、よろしくお願いします。 では早速貴重な時間ですので進めさせていただきたいと思います。

1 基調報告について

先ず喜多さんにお伺いしたいのですが、第2部の各報告について、ご感想をお聞かせいただけますでしょうか。

【喜 多】

アンケート調査のほうで言いますと、私が注目しているのは、なかなかまだ学校側が、カタリバとの関係を作るには、アンケートではその手続、校則見直しをどう進めるかのプロセスとか手続を開拓していくところから始める、まだ多くはないけれどもそういうところがあると。つまりいきなり校則のあり方というよりも、それをどういうふうに見直しを進めていくかっていうところで、実は民間からのサポートが入ることが大切さだと思います。アンケートでも、そのあたりがかなり伏線として出てきたなというところは感じておりました。

あと、足助高校の先生方との交流の中で、やっぱり子どもの現実から出発して、こういう取り組みの必要性を感じているという、入り口が大事だなという感じは、今日のお話を伺っていても非常に実感しました。なかなかそこがね、突破しないと学校に入っていけない。校則見直しの中身に入っていくための入り口部分のところです。プロセス、手続面のところをやはり大事にしたいなと思っております。

【犬 飼】

ありがとうございました。そうですね、見直しに取り組む入り口というところでですね、谷上さんに お伺いしたいんですが、足助高校の校長に赴任されてから、校則の見直しに取り組んでいらっしゃっ たと思うんですが、先生が校則の見直しに取り組むことにした思いや理由をお聞かせいただけますで しょうか。

【谷 上】

はい。ではお願いいたします。足助高校の校長の谷上でございます。よろしくお願いします。

先ほど喜多先生のお話の中にもあったんですが、18 歳意識調査っていうのが日本財団のものの中にあるんですが、この日本の子どもたちが、自己肯定感の低さ、それから質問の中でも自分で国や社会を変えられるっていう質問があるんですが、先進国の中でも断トツで低いんですね。で、これ、なんでこんなに低いのかって考えた時に、やっぱり自分、考えたのは、やっぱりちょっと生意気かもしれませんけど、これは正直、自分が今までやってきた教育っていうのは、実は間違っていたんじゃないかっていうことを、しみじみと感じていまして、良かれと思ってやってきたんだけれども、何かが間違っていたんだと。その一つがこの校則という部分で子どもたちを縛り続けてきたんじゃないかっていうことをすごく思っていて、今変えなきゃいけないだろうっていう、今変える時期に来ていて、今変えないと本当にこのままじゃ日本の教育は駄目になっちゃうんじゃないかという危機感もあって、校則見直しというのは一つの手段として、色々やる中での一つではあると思うんですけども、踏み込んでいったというようなことです。

【犬 飼】

ありがとうございます。子どもに関する危機意識の共有というところで喜多さんのお考えと共通するのだなというふうに思います。

これは谷上さんにお伺いしたいんですが、愛知県の校則を分析したところ、愛知県の校則の中でですね、生活に関するアドバイスというものに位置づけられるような細かい規定が多く見られました。 このように細部にまで規定する校則について、どのような問題があるとお考えですか。

【谷 上】

校則で縛るということで、先生方は良かれと思ってもちろんやっていることだと思うんですけども、子どもたちが結局何も考えなくなってしまうという部分が一番問題なんじゃないかなと。それは言い方を変えれば、子どもたちが楽をしている、何も考えなくても済む。制服なんかもその最たるもので、朝何も考えなくても制服を着ればいい。まあ、もちろん細かいことは色々考えるんでしょうけども、みたいなこととか、全体的にとにかくおとなの指示にさえ従っていれば、それでいいんだという、自分はじゃあ何を考えるんだという、子どもたちが本当に考えなきゃいけないこと、考えなくても済んでしまっている、という部分が、非常に問題なんじゃないかなということで、これから何が起こるか分からない生活の中、社会が変わっていく中で、子どもたちに一つひとつ色んなことを、些細なことを考えさせなきゃいけないということが、すごく大事なんじゃないかなという部分で、そういうことを規制している校則とか学校生活っていうものが、非常に問題があるんじゃないかなということを個人的には思っています。

【犬 飼】

そのようなお考えは今までの校則の概念とは少し変わってくるかなと思うんですけれども、谷上さんは、校則はどのようなものであるべきだというふうにお考えですか。

【谷 上】

これも先ほど喜多先生のお話の中にあったんですけども、最低でのルールでいいんじゃないか。それこそ学校が、とにかく安心して安全に生活できるのであればそれで十分なわけで、それ以上でもそ

れ以下でないだろうということを個人的には考えています。

【犬 飼】

ありがとうございます。粕田さんにお伺いしたいんですけれども、弁護士として子どもに関わる様々な事件に携わっていらっしゃったご経験から、お二人が抱いていらっしゃる危機意識について、どのようにお考えですか。

【粕 田】

はい。本当にごもっとも、そのとおりだなというふうに思いながら聞いていました。不登校の児童生徒数、自殺者数が過去最多ということと、日本の子どもの精神的幸福度が38カ国中37位だとか、あと谷上さんが今おっしゃった2022年の日本財団の調査ですね。あの調査結果がなかなか衝撃で、子どもたちが自分の力を信じられていないというのが、子どもが自分の人生のハンドルを自分で握れていない状況が、明らかになったのかなと思っています。これらのことは学校ばかりが原因ではないとは思っているんですけれども、今までの社会のあり方の結果が今、こういう形になっているんだろうなと思います。実際に私たち弁護士が子どもに関わる中で、今の学校の行きづらさを抱えている子ども、学校へ行くことで自信を失ってしまっている子ども、学校以外の居場所を求める子どもが多いというところがあります。このままでは駄目だろうなっていうふうに感じているところです。

こう言うと、おとなの中には「世の中には校則よりも理不尽なことがあるから学校にいるうちにそれに慣れておかないと」、「耐える力を養うんだ」、なんてことをおっしゃる方もいらっしゃるんだけれども、それは違うだろうと。理不尽な状況を感じたときに、どう理不尽な状況を解消するかっていうことを学び経験するのが学校という場所なんだろうなというふうに思いますね。だから一つでも学校の居づらさ、行きづらさっていうのは減らしていかないといけないと考えています。

例えばさっき弁護士会の報告の中で髪型とか服装の話がありましたけれども、あくまで一例ですけどね、私たちおとなも明るい色の服を着ただけで何故か気持ちが華やいだり安らいだりするっていうことないですか。あとはすごく行き詰っちゃったときに、ちょっと髪色や髪型を変えて気分転換する。そんなこともあると思うんですね。何もかも行き詰っちゃったって感じた時に、選択肢が子どもたちには与えられていないとしたら、それはちょっと残念なことなんじゃないかと。髪型変えるだけでもリフレッシュして「よし、明日も生きてみよう」っていうふうに思えることがあるんじゃないかなって思うと、校則のあり方も、もう少し考え直したほうがいいんじゃないかって思っています。

2 子どもの意見表明について

【犬 飼】

はい、ありがとうございます。次ですね、校則の見直しを進めていくにあたって、今回共通のテーマとして子どもが意見表明をしてそこに参画していくということをテーマに掲げています。

ご講演でもその点について触れていただきましたけれども、アンケートやインタビューで、子どもが実際にはなかなか手続に参加していない。していても不十分だと思われるケースが多く見られたんですが、校則見直しの場面で、参画が進まない理由を、喜多さんはどのようにお考えですか。

【喜 多】

おそらく生徒側の抱えている問題と、おとなの側というんですか、学校側が抱えている問題、それぞれその校則見直しを進めていく時に、問題があるんじゃないかと思います。それで今日もお話しまし

たけど、昨日のパネルディスカッションでも、やっぱりおとなが本当に真剣に最後まで君の言うことをちゃんと聞きますよって言って、おとなの側がちゃんとそういう姿勢を作れるかどうかというのは、やっぱり学校にも求められているわけで、そういうおとなの側が子どもの意見を聞く姿勢をどう作っていくかっていうような部分が問われている。それがないと子どもの側も喋れないというのがあると思います。

それから僕は、講演で対面型の意見表明ができない今の子どもたちの現状に対して、これじゃあ本当に、民主主義が危ういのではないか。対面でない意見箱やアンケートだけで子どもの意見、お互いの意思を疎通することの危機感みたいなものを感じたんですけれども、ところがですよ、校則見直しでは実は対面が成り立つんです。カタリバの方も言ってたんですけど、こんなにカタリバが注目されると思っていなかったと。実は校則見直しの時には対話が成り立つんです。それから今アドボケイトで入られている施設や、あるいは一時保護所も共通している。カタリバの方、アドボケイトさんも、子どもがよく話してくれるんですって。施設の子たちが。対話が苦手だって言われている世代でありながら、何故施設の子や、あるいは校則の見直しの時には生徒は話し出すのか。

なぜ対面で話そうとするのか、といったら、それは自分のことだから。一般的に社会のあり方とかね、一般的な表現の自由の問題じゃないんですね。自分のことを自分で決めたい。それが自分で決められていないから、何とか自分の意思を伝えたいというね、これはもうね、対話でしかないんですよ。だから、そこはだから例外です。今の子たち、一般的には対話はすごく苦手です。意見を言うのはいじめの対象になるのでイヤなのだけれど、しかし自分のことだけはね、やっぱり自分で決めて言いたいんです。これは実は子どもが人間的欲求としてもつ自己決定要求です。自分のことは自分で決めたいというその自己決定要求をきちっと掘り下げていけば、校則見直しも進んでいくと思います。

服装、髪型に何故こだわるのかといえば、自分のことだからです。髪なんで自分の身体の一部じゃないですか。自分の着る服ぐらい自分で決めたい。そういう自分ごとの問題から出発しながら、徐々に意見の幅を広げていくということが大事なんじゃないかなと思っています。

【犬 飼】

ありがとうございます。粕田さんにお伺いしたいんですけれども、今、喜多さんのお話にも自分に関することだからというお話がありましたが、自分に関することであるはずの校則の見直しの過程に子どもが参画しないことの問題点をどのようにお考えですか。特に子どもにとって不利益にならない変更であれば、学校側で決めて問題がないんじゃないかという意見もあるかと思うんですけれども、その点も踏まえていかがでしょうか。

【粕 田】

はい、ありがとうございます。人権を侵害している校則があるんだったら、子どもの意見なんか待たずにおとながどんどん変えればいいというふうなご意見を述べられる方もいらっしゃる。けれども私はその意見にはちょっと問題があるんじゃないかなと思っているんですね。今回の高校2年生のアンケートでも、校則が変わって自由が広がったけど、何故校則が変わったのかっていう説明はしてもらっていないという話がありました。私は、何故今までの校則ではいけなかったのか、子どもたちのどんな権利が侵害されていたのかを子どもたちに説明しなければ、子どもたちが自分の権利を知る機会を逃しちゃうっていうふうに思うんですよね。それはやっぱり子どもたちの権利をおとなが規制したり緩めたりしている状況に見えるんですよ。おとなが主役の状況に見えちゃうんですよね。で、子どもが

自分たちのことを自分たちで決めるっていうことになっていかない。そうすると、次に子どもの権利が守られない状況が起きた時に、子どもたちが声を上げられない、あげにくい状況が続いちゃうんじゃないかなと思っているんです。

だから校則見直しを、一時のブームで終わらせないっていうことがとっても大切で、子どもたちに きちんと説明をして自分の権利を知ってもらうということが欠かせないだろうなと思っています。

3 子どもが意見表明するために必要なこと

【犬 飼】

ありがとうございます。ではここからはですね、その子どもたちが意見表明をできるような仕組み をどのように作っていくかということについて伺っていきたいと思います。

先ず谷上さんにお伺いしたいんですが、アンケートやインタビューでですね、生徒からなかなか意見が出てこないという結果も聞かれました。足助高校ではですね、見直しに取り組むにあたって、子どもたち、生徒たちの意見表明というところは、最初はいかがでしたか。

【谷 上】

やっぱりなかなか子どもたちは、最初は喋らないです。そもそも我々が、私なんかも、今、校長という立場ですけども、一般教員をやっている時に、生徒に恥ずかしながらよく言ったのは「わがままを言うな」「文句を言うな」「先生の言うことを聞きなさい」ということを、恥ずかしながら強く言いました。なので、子どもたちは、先生に逆らってはいけないんだとか先生に意見してはいけないんだと。親に逆らうだとか社会に逆らうなみたいなこと、これ、ずっと刷り込まれているわけで、そうなると、

「自由に意見を言っていいんだよ」って言ったって、それは言わないんですよね、正直。うん。だから子どもたちがそういう対話に最初はならないんだけれども、それをちょっとずつほぐしながら「意見を言っていいんだよ」、そういう友達同士のお互いの関係とか、そんなことで進めていくしかなかったっていうことを、プロジェクトの教員もちょっとずつちょっとずつ一歩一歩前進しながら喋りができる、対話ができるようになってきていると思うんですけれども、時間がかかるんじゃないかな。

全校でなんとかほんとに、先ほど飯田の発表の中にもあったんですけど、全校生徒を巻き込んだ、いわゆる全校対話みたいなのを是非やりたいんですけども、なかなかハードルが高いっていうのも実際にはありまして、まあ徐々に徐々にそういう雰囲気づくりをしながら取り組んでいきたいなと思っています。

【犬 飼】

その子どもたちと対話ができるような、意見が出るような取り組みについて、具体的にどのような ことをされてきたんですか。

【谷 上】

子どもたちが自分の意見を言うことで、いじめの対象になるっていうのは、事実だと思うんですね。 自分の意見を持つことが、集団から飛び抜けることであり、それが自分の身に危険を及ぼす可能性が あるっていうことは、子どもたちはよく分かっているので、だからその自分の意見が言いやすい雰囲 気づくりとか場づくりということがすごく大事だと思います。

だから私も色んな場面で「対話をしよう」「対話をしよう」「対話をすることは大丈夫なんだよ」「自 分の意見を言おうよ」っていうことを、子どもたちにもずっと伝えてきたつもりですし、それから入 学、これ、ここだけの話ですけど、入学式の式辞の中に「もっとわがままを言いなさい」っていうこと を式辞の中で言いました。「わがままを言っていいんだよ」。

大谷翔平選手、私よく使うんですが、大谷翔平は二刀流として今もう大活躍していますけれども、究極のわがままですよね。ピッチャーとバッターと両方とも、もう好きなようにやっているっていうもう究極のわがまま。もうあれが許されるっていう学校風土を作らないと、もっと自分の個性を伸ばして「自分のやりたいことを言っていいんだよ」っていう場づくりとか、そういう雰囲気をもう学校全体で作れるようにしていかなきゃいけない。

まあもちろんまだまだ本校が十分できているとは思っていないですけど、まだまだこれからやるべきことはたくさんあると思いますけど、それの繰り返し、子どもたちも大事ですけど、先生たちに教えていかなきゃいけないというか、先生たちがもっと色んなことを言えるよねっていうふうなマインドに変わっていってもらうっていうことが大事なんじゃないかなということは思っています。

【犬 飼】

実際にそのような取り組みをして、生徒というのは、変化は見られましたか。

【谷 上】

そうですね。明るくなってきていますし、それからすごく喋るようになってきていると思います。で、この子がっていうような子どもが、ものすごく自分の意見をはっきりと表明するようになっていたりだとか、先日も生徒会の役員選挙があって、生徒が登壇して自分の方針、マニフェストとか喋るんですけど、実に立派な内容を喋っていて、正直、自分も色んな学校を経験してきているんですけど、いや、1、2を争うぐらい非常に立派な内容だったなと思って、正直感心しました。あっ、こんなふうに子どもたち喋るんだと思って、あっ、こんなに変わるのかなっていうことは感じましたね。

【犬 飼】

ありがとうございます。喜多さん、これまでもね、ご講演の中でも触れていただきましたけれども、 生徒が見直しに参画し、対話ができるようになるために、何が必要だというふうにお考えですか。

【喜 多】

さっきおとなの側の受け止め方を問題にしたんですけれども、おとな側では子どもたちの意見表明・ 参加をする力がないのではと疑っており、だからわがままだという言い方がされる。力がないんじゃ ないかというふうな、未成熟だからというふうな言い方で言われてくるわけです。

でもこれ、国連の機関でも言われているんですけども、子どもたちにはもう生まれながらに参加する意欲とか参加意思を持って社会に係わろうとしている、人間としての意思をもって生きていく力を持っている。ないのは機会です。その力を発揮できるような場とか経験や機会がないから、なかなか意見が言えない、言い出せない。だから子どもアドボカシー学会でも非常に重視しているのは意見形成支援なんですね。子どもたちがちゃんと意見を持てて、きちんと意見をまとめる機会とか経験が大事です。

ですから足助高校の先生方がやっているように、やっぱり絶えず絶えず意見を出しなさい、出してほしいと、絶えず言うことで子どもたちもその機会をどんどん使って成長していくんじゃないかと思うんです。

つまり、「力はあるけれども、機会がない」で、だから先ずは学校の側にそういう機会を作るし、また子どもたちもういう機会を生かしていくという努力が必要なんじゃないかと思います。

日本で最初にプレーパークをつくった天野さんって、河童というあだなの彼が言うんです。わがま

まとは「それは我のままっていう意味で、もっと今の子どもが、我=われのまま、わがままは必要なんだ」と。我のままで、自分のままで、自分らしさを出すことこそが大事なんじゃないかと。遊びの特質、子どもの遊ぶ権利の保障の場でよく言うんですね。

ところが今、逆に今の子はおとなに忖度している。我=われが見えない。日本は忖度する社会だから、自分を出せない。自分を出すことは周りから批判されてしまうのではないかということで、でもやっぱり今はわがままこそ大切な時代になってきたんじゃないかと。天野さんの言葉はすごく大事だと思います。

【犬 飼】

おとなの側がどう受け止めて変わるかというところが重要なのかなというふうに思います。そした ら、弁護士のお立場として、子どもが参画し対話できるようになるために、どんなことが必要だとお考 えですか。

【粕 田】

はい。弁護士の立場としてっていうかですね、日本は、今、喜多さんがおっしゃったように、本当に子どもの意見を聞いてそれを反映させるということはあまり大切にしてこなかったなと思うんです。 これは私が自分の子育てを振り返っての反省点でもあるんですけれども、子どもたちは意見を聞かれ慣れてないし、言い慣れていないっていうことがあるんだと思うんですね。

ご存知の方も多いかなと思うんですけれども、スウェーデンの保育なんかでは、もう保育園児さんの時から、今日はどんなことをして過ごそうかっていうのを、子どもたちの気持ちを聞いてその日の保育内容を決めたりするということがありますよね。

喜多さんの先ほど基調講演で拝見した札内小学校も、そういう子どもたちの意見で学校の日程・行事を動かしていくっていうことだと思うんですけど、18歳に選挙権年齢が引き下げられたときぐらいから盛んに主権者教育が言われるようになった。だけど 18歳になったからといって突然こう、選挙権行使で社会に対する意見を表明できるようになるわけではないと思うんですよね。で、子どもはやっぱり自分の成長に応じた大きさのコミュニティで、意見を聞かれて、それを尊重して反映してもらうことで、意見を言うことで環境や状況に意見が反映されていくっていうことを経験し学んでいくんだと思うんです。

校則改定っていう今回のこのテーマも、その過程の一つに他ならないだろうなというふうに思っているんです。だから私はその今、高校の校則の話をしていますので高校のところにフォーカスが当たっていますけれども、本当に子どもが小さい時から意見を聞かれる社会になることが必要だと思っていて、できれば母子手帳っていうんですかね、出産前に保護者さんがもらう手帳には、子どもの権利条約を是非載せてほしいと思っているし、以前に高校生からもらったアイデアなんだけど、プレパパ、プレママ教室で子どもの権利を学んでもらうっていうことが必要なんじゃないって言っていたので、すごくいいアイデアを教えてもらったなと思っています。

【犬 飼】

はい、ありがとうございます。粕田さんにお伺いしたいんですけれど、子どもの会話を通して、自分の意見を言って一定の結論を出していくという過程はとても重要なものだと思うんですが、法律家として、その過程で気をつけるべき点とか、懸念している点というのはありますか。

【粕 田】

はい。さっきアンケートの報告でもありましたように、校則改定に取り組んでいる学校っていうの

はとても多いんですよ。だけれども、その前提として、人権について学ぶということをしている学校が 多いかというと、そうではないというところなんですね。

そうすると、どうしても校則関係が多数決民主主義というところに流れやすくなるかなと思うんで すね。そうすると少数派の声が聞かれないまま多数派の声によって校則が変わってしまうというふう になっていく。それでは声を上げにくい少数派の人権が守られない状況になってしまう。

やはり前提としては、学校の教員も保護者も子どもも、人権や子どもの権利について学ぶ機会を持つことが必要だろうと思っています。

それがないと、先ほどからおとなへの忖度の話が出ていますけれども、子どもは、周りのおとなだったらこうするかなって考えて、結局は子どもがおとなに代わっておとなと同じような制限を課していくということにもなりかねないと懸念しています。

あとは、じゃあ少数派のことを考えるっていうふうになった時に、多数派の人が、少数派はこれならいいんだろうねって、こっちが決め付けてしまうのではなくて、少数派の意見もちゃんと聞くっていうプロセスがとても大切だろうと思うんです。

それは先ほど喜多さんのお話の中にもあったように、私たちのことを私たち抜きに決めないでっていうところは、そこでも妥当するっていうことだと思います。

あとはですね、校則はなんのために必要なのっていうことを、校則改定に先立ってよく考えてほしい。一個一個、髪型の校則を変えようかっていうところから始まるんじゃなくて、学校のルールって何のためにあるんだろうねっていうところからみんなで始められるといいなと思います。

多様性という言葉、大分私たちの耳に馴染んできたと思うんですけれども、元をたどれば、一人ひとりがその人として大切にされるっていうところ、一人ひとりが尊重されるっていうことは、一人ひとりがあるがまま自由でいいよっていうことが大原則なんだと思うんですね。

この本来自由であるべきことを制限するっていうのは、果たして何の必要性に基づいているのかっていうことを、よく考えてほしいなと思っています。制限されることに慣れてはいけないなと思っています。

4 校則見直しにおける学校側の課題

【犬 飼】

はい、ありがとうございます。ちょっと話題を変えてですね、学校側の課題について検討していきたいと思います。学校に対するアンケートでですね、校則の見直しについて、消極的、否定的な意見も教職員の方から聞かれました。谷上さんにお伺いしたいんですけれども、教職員が見直しに理解を示さない理由背景として、どのようなことがあるとお考えですか。

【谷 上】

はい。まあ、なんといっても校則を緩めると、学校が荒れるんじゃないかみたいな、怖さっていうか 恐怖心はやっぱり拭い去れないですね。

あともう一つ大きいのは、実は地域の目であります。学校の子どもたちの例えば服装がちょっとこう乱れてくると、あの学校はだらしなくなったとか、そういうことをやっぱり言われるんです、正直言うと。で、それが嫌だから校長としては、校則見直しに許可を出さないっていうのも、実は現実としてあったりとか。おとながもっともっと理解をしていかなきゃいけないし、それから子どもの権利って

いうことを、もっともっと我々が知らなきゃいけないと思うんです。

職員の中にも、子どもの権利ばっかり、権利ばっかり言ってどうするんだみたいなことは言われるんです。ごもっともなんですけれども、だけど、そこを正しく理解していかなければいけないし、やっぱりそういう意味での子どもたちのいわゆるレベルも上がっていかなきゃいけないけども、教員やそれから地域、保護者の色んな知識のレベルが上がっていかなければいけないだろうなっていうことで、その辺の相乗効果というか、は大事なんだろうなということは思っています。

【喜 多】

少し討論させてもらっていいですか。

生徒もね、先生も、単純に校則だけを議論すると、むしろ締め付け、生徒も教師もですね、より厳しい校則を作ってしまうんじゃないか、とそういう指摘はよくあるわけです。その指摘に対して反論するためには、やはり人権や子どもの権利を校則見直し以前にもっと学んでおくことが大事です。そこで、実は今、日本の学校教育の中で行われている人権教育が一体どうなっているのか。

僕も人権教育の講座、今年は千葉と群馬でやりました。各県で人権教育講座っていうのをやるときには、大体思いやり教育とかで、他人に迷惑をかけない教育が主流です。良くて差別撤廃教育、つまり外国人差別しちゃいけないとか障害者差別しちゃ駄目だよっていうぐらいの教育が人権教育だと。

そうではなくて、子どもが学校生活の中で学ばなきゃいけない人権問題というのは、子ども期に相応しい子どもの権利が保障されているか、というところだと思います。けれども、実際にはここはすっぽり抜けるんです。

何故かというと、校則で子どもの権利を規制しているからです。子ども期にこういう権利が必要です、プライバシーの権利が大事だとか、子ども期の成長発達に欠かせない様々な自己決定の権利は大事ですよっていうふうに言ってしまうと、教師として普段とっている指導に矛盾を感じてしまう。なぜなら校則で規制しているから。

一方で権利を規制している人が、もう一方で権利は大切だよなんて言えない。この自己矛盾を解決していくために、今回の改訂生徒指導提要に出てくるわけです。つまり子どもの権利条約への理解は必須ということは、もう子どもの権利を規制する校則はダメ、見直さなきゃいけないということです。そうしないと先生たちは安心して権利を教えられないし、そういう意味でですね、子ども期の子どもの権利を、どれだけ学ぶ機会を保障できているかというところが、実は校則問題を考えていく基本じゃないかなというふうに思っているのです。

人権教育といっても、実は僕も色々お付き合いしていると、どうも本当に子どもたちに届いていない。子どもにとって大事な人権問題が届いていないなという感じ。今の生活に大切な人権を、ちゃんと学んでいないというか、子どもの権利条約の42条で言えば、子どもに子どもの権利を知らせるという、そこの部分が、実は学校教育に求められているんじゃないかなと思っています。

【犬 飼】

谷上さん、いかがですか。非常にその学校の立場として確かにすごく相反することを、同じ立場から お伝えするということで難しいところかなと思うんですが、そのように人権教育をしていくというこ とについて、学校現場ではいかがですか。

【谷 上】

はい。人権教育って、学校ではやってはいるんですけど、どこの学校も十分だとはいえないと思いま

す。で、それこそ人権週間とか、設定がされているんだけども、まあ、年間行事の一環としてみたいな ところもありますし、各教科の中にも人権だとか道徳っていうことは当然あるわけですけど、まあ、特 に高等学校は、受験というね、大きなハードルがありますので、受験に関係ないでしょ、みたいなこと になってっちゃうので、その辺の部分は省かれてっちゃいますよね。それも大きな問題でしょうね。

【喜 多】

もうちょっと大事だと思っているのは、谷上先生もおっしゃっていたように、管理教育に対する反省という、今までの、校則というのはかなり管理主義、管理教育との関係があるんですけども、実は札内北小の先生も同じなんですね。

管理教育では子どもたちが成長していないという反省、やはり行き詰って、それで札内北小のような学校づくりに、教職員全体でやっぱり管理教育に対する反省ってあるんです。これ大体80年台ぐらいからの管理教育が、校内暴力との裏返しで、力で抑えていくという管理教育が日本の学校を支配していくんですけれども、それが決して子どもたちにとってプラスにならないっていうことに気づいた先生たちがこういう新しい子ども参加型の学校づくりを始めていると。

ですからそういうところで実は権利学習みたいな部分がね、登場してくるという背景があるという ふうに思っています。

【犬 飼】

ありがとうございます。その校則の見直しをすると学校が荒れるんじゃないかという意見をおっしゃっていた先生方は、いたというふうに足助高校でも伺いましたけれども、実際に校則を見直して、生徒たちはどのような変化がありましたか。

【谷 上】

子どもたちは変わっていきます。で、先生たちももちろん変わっていきますし、もともと本校がこの校則見直しを始めた中で、先ほど飯田も少し言っていたと思うんですけど、ルールメイキングに取り組んだことの一番大きなものとしては、ルールを変えることが目的ではないということを最初に明言したんですね。だからルールが変わらないとルールメイキングが出ないというふうに子どもたちも思ってしまう。だからルールを変えることが善であるみたいな、間違った認識を持たせたくなかったですし、ルールメイキング沢山こう色々学校、やっている学校沢山あるんですけど、ルールメイキングのルールが変わった、変わったっていう部分が実績として評価ちょっとされがちなところが実はあるんですよ。でもそこは目的じゃないんですよね。

だから、子どもたちもおとなたちも職員も、とにかくお互いが納得できる答えを、お互いに見つけていくっていうことが、我々のルールメイキングのゴールだよっていうことは、それはもう再三にわたって先生たちにも言ってきましたし、子どもたちにも伝えてきたつもりではいるんですけど、でもそんな中でやっぱり、ルールがたとえ変わらなくても、一つひとつの取り組みが、子どもたちに自信を持たせるし、それから先生たちもその姿を見て、「あっ、子どもたちってこんなに変わるのか」、あの頼りない、頼りないと思っていた子どもが、「あっ、こんなに人前で堂々と意見を言えるようになるのか」っていうのは、明らかな違いなんですね。

で、本校のルールメイキングは、そもそもは探究活動の一環として取り組んだ部分もあるんです。ま あ探究っていう言葉がなかなか社会的に認識されにくい言葉のような気はしますけれども、探究活動 と自分で問いを見つけて自分で探していくという取り組みの一環としてルールメイキングっていうの をその一つとしてやっているんですけど、やっぱり子どもたちが大きく成長していく、まあ、そういっ た部分がやっぱり先生たちも変えていくというのは事実ですね。

【犬 飼】

そうすると校則の見直しの取り組むことによって、生徒だけではなく先生のほうにも色々な変化が あるということなのかなと思います。

足助高校の取り組みとしてですね、特別指導の見直しも進めているというふうに伺いましたけれど も、どのような形ですか。

【谷 上】

そうですね、つい先日、職員の中で相談をして、高校っていうのは、いわゆる懲戒権の発動ももちろんあるんですけれども、学校の中でいわゆる特別指導という、子どもたちに、なんていうのかな、罰を与えるみたいな習慣っていうのがやっぱりあるんです。学校に来てはいけない、まあいわゆる家庭謹慎なんてよく言われますよね。ああいうものをやめましょうということで、先日、学校の中の会議で先生方にお話をして、とにかく子どもたちが授業を受ける権利を奪うのは、それは間違いだということでお話をし、その辺の部分は見直しをしてきました。

だが、なかなか理解していただけない先生方も、子どもの権利、権利って、権利を主張するのはいかがなものかっていう部分、やるべきことがあるんじゃないか、もっともなんですけど、まだまだ十分な理解は得られてないですけど、まあ、でもちょっとずつ学校の中の規則っていうのを、本来あるべき姿に見直しつつあるというまだ過程ですね。途中だと思いますけど。

【犬 飼】

今、懲戒に関することだと思うんですが、喜多先生は懲戒権についていかがお考えですか。

【喜多】

懲戒権に行く前に、今の話の繋がりで一言、懲戒権はあとでお話したいんです。今のお話で、やっぱり校則違反をした生徒は、学校から締め出されてしまう。謹慎処分もそうなんですけどね。その点で僕が経験した話をちょっと間に挟みたいのですが。かつて栃木県の足利市で、公立中学校の生徒、石井君という生徒が、建物の工事現場でアルバイトをしていたんです。ところが工事現場で壁が崩れて石井君が下敷きになり死亡するという事故が起きました。この公立中学生の生徒が就労して死亡するという事件を、私が第三者調査委員会の委員長として担当し、2年間ほど調査したことがありました。調査したところ、当時までに足利市内の中学校4校で、17人の中学生が就労していた事実をつかみました。アルバイトですが結構な待遇でお金をもらっていたんですね。その子どもたちがかかえていた共通の問題は何かというと、非行系生徒の不登校問題なんですね。

これはどこの中学校でも一番厄介な問題で、つまり服装や髪形など校則違反の生徒に対して、もうちゃんと髪を直すまでは学校に入れないぞとやっちゃうんです。それで学校を締め出された生徒たちはどうなるかというと、やっちゃん(暴力団)に誘われたり、エセ宗教団体に取れこまれたりするわけです。それが地元の人たちにとってたまらない問題で、地元の若者がどんどんそういう反社会的行動に走って行ってしまう。これをなんとか防ぎたいというので、地場産業を支えてきたおじさんたちがですね、締め出された子どもたちを工場などに雇うんです。そこで子どもはお小遣いがもらえる就労の場に居ついていく。確かに中学生の就労は違法行為かもしれないけれども、就労を通して、必死になって地域が地元の子どもたちを守ろうとするんですね。

その中の一つに、建物の解体工事に就労していた中学生が死亡するという事故が起きたのです。中 学生たちが就労できた背景には、東北の大震災がかかわっています。東北の復興に多くの建設労働者 が駆り出されて、人出不足になり、頭数でいいからと中学生が活用されたのです。どちらかというと労働災害といってよい。もちろん学校側は、勤労体験学習として工場に送り出しており、学校災害の側面もあったわけですが、当時文科省と厚労省の内部調整で、この事件を就労死亡事故扱いにしてしまいました。しかし、もともとこの事故事件は、学校が校則違反をしている生徒を締め出すという行為から出発しているわけで、そこがもっと問われてよかったのです。学校が校則違反の生徒を懲戒したことで、そういう事態を招いている。学校懲戒は、実は、「出席停止」や「家庭謹慎」という形で事実上教育を受ける権利を奪っている行為でもあるわけです。かつ、生徒を学校から締めだす行為によって生徒の安全が脅かされていたこと、生命、生存権の侵害にも及ぶ可能性があった。そういう校則懲戒の問題というのをやはり見直していくことが非常に重要じゃないかなと。特に非行系の不登校の問題というのは、かなりそういう校則が絡んでいることが多いという実感があります。

【犬 飼】

足助高校では、そうするとその校則に違反した生徒ですかね、その特別指導の対象となるようなことがあった生徒に対して、どのような形で関わりをもっていらっしゃるんですか。

【谷上】

一つはやっぱり対話です。今年特に取り組んでいるのは、その何かこうちょっと良からぬこととい うか、少し指導の対象になるようなことをした生徒に指導部が中心になりながら、「とにかく色んな先 生とお話をしなさい」。で、もう全職員ですよね、それもどうなのか、大変は大変なんですけど、「学校 の中の全職員ととにかくお話をしてください」というような指導をして、私それ、実は結構いいなと思 っているので、生徒、なかなか大変そうです。生徒はアポイント取って、「誰々先生、いついつお時間 ありますか」って言いに来て、「実はこういう指導をいただいておりまして、話をしなければいけない のです」みたいなことを、先日も私のところに来て、「先生、お時間ありますか」「いいよ」っていうの で「話しようか」って、色んなおとなと話をする中で、子どもたちが色んなことを気がついていくし、 話もしたことのない職員のところへも行かなきゃいけないから、お話をするんですよ。緊張しながら 行くんですけど、でも話をすると、「ああ、先生ってそんな考え方を持っているのか」とか「あっ、そ ういうこともあるんですね」みたいなことで、何らかの学びはあるっていう意味では、こちらが教える というよりは子どもたちが自分でも学んでいく、おとなから学んでいくっていうことが、すごく大事 だなと思うので、家にこう、なんていうのか、押し込んでみたり、学校の中で別の部屋で謹慎をさせ る。登校別室指導とよんでいますけど、するよりも、もっともっと周りの子と関わって、先生たちと関 わってお話をして、自分がどういうことが良くなかったか、どうしてなのかってことを、話をすること のほうがやっぱり大事だろうということを思って、今はそういう方向に動いている。私はとてもいい ことだなというふうに思っています。

【犬 飼】

そのような会話型の指導は先生のほうにも新しい気づきはありますか。

【谷 上】

私個人的には「あっ、この子、こんなに喋るのか」っていうのが、やっぱりありますね。「あっ、こんな考え方してたのか」「あっ、この子こんな笑い方するんだ」っていう部分が、すごく新鮮というか、沈み込んだ顔しか、あんまり普段見ないような子が、こうニコッと笑って話をしている。「ああ、いい笑顔するなあ」っていうことを思いながら、でもそういう気づきみたいなのもすごく貴重ですし、その子のいい部分が見えてくるような気がしますので、そういうことを大事にしていかなきゃいけないん

だろうなと思っています。

【犬 飼】

先生、お願いします。

【喜 多】

学校では生徒をめぐっていろいろトラブルが発生します。例えばちょっとした万引きとか、結構あるわけです。中高生ですと。で、それが学校に報告があった時に、大体生徒指導という形で、対話型で、場合によっては親も入ってやるわけですよね。

かつての生徒指導を担当していた先生たちが、合言葉にしていたか分からないけども、とにかく「教え子は警察に売るな」と。自分たちで解決したい。だから対話で子どもたちとじっくり話し合って、問題を解決していく。軽犯罪の場合には大体そういう対応をとるんですよね。

ところが最近はそれがとれなくて、ボンボン警察に言っちゃうんですよね。何故かというと、もう先生たちも余裕を失っていて、対話で対応する時間的余裕、体力的な余裕もなくなってしまって、なんかもうすぐ警察を呼んじゃうような学校が増えているということが言われているわけですね。

ですから、警察は別としても懲戒ですね。少し懲戒の話もしなきゃいけないんですけれども、校則というのは実は懲戒基準であって、さっき校則違反で締め出すっていう話もそうなんですけど、校則というのはあくまでも生徒を管理する規則で、その懲戒基準、この基準を満たさなかったらあなたは懲戒されますよというのが校則だという。で、そういう校則ではなくてね、子どもたちが生活していくために最低限必要な生活上のルールとして、生活の自治的なね、自立的に生活していくために自分たちでルールを作っていこうという意味の校則に大きく転換していかなきゃいけないと思うんです。そのポイントは何かというと、やっぱり教師や校長に、今、法制度上、懲戒権があるという問題が大きいんです。

ご承知のとおり、昨年の12月に民法が改正されてですね、822条の懲戒権は削除されて、親の懲戒権というのは基本的にはなくなったというか、これは虐待防止の中での懲戒権の削除なんですが、だから実はこの懲戒権が残っているのは学校教育法の11条しかないんですよ。

教師の懲戒。これどうするのかというのが今問題になっていて、私はね、やはりもうそういう懲戒という言葉自体がこれはすごく戦前の古い言葉なんです。懲らしめる、戒めるという字でしょ。懲らしめ 戒める権利なんて、その懲戒権というのは、もうそろそろやめましょうよと。今は学校教育法の中でも それをね、やっぱり今後問われていくんじゃないかということで、それに対峙するのは生徒の自立的 な自主自立。そういうことを求めていくような学校実践というのは、結構欧米には見られるので、台湾に僕が行った時には、台湾のスクールでは、叱らない教育っていうのをですね、学校の目標として、これは体罰撲滅運動をやっている団体のオーナーのスクールですけれども、叱らない教育というのをですね、懲戒のもっとこう根本的な問題ですけども、上から目線で叱ることで社会的主張を守るというのではなくて、子ども自身が自分たちで話し合って、ルールを、例えばルール違反に対しては自分たちで規律していくような、そんな活動がもう一方で進むことで、そういう懲戒権を見直すことができるんじゃないかって思っています。はい。

【犬 飼】

ありがとうございます。沢山お話をお伺いしたいんですけれども、質問もいただいていて、そちらの 質問の時間も取りたいと思っていますので、はい、ちょっと中途半端かもしれませんけれども、こちら で、じゃあ最後にですね、粕田さんのほうにお伺いしたいんですが、弁護士の立場として、校則の見直 しについてどのような協力ができるというふうにお考えですか。

【粕 田】

はい。時間のために手短にお話しますね。私たち弁護士はやっぱり校則改定の前提になる人権のお話をさせていただくというのが大きな役割かなというふうに思っています。それは子どもたちにするだけじゃなくて、やっぱり子どもが権利行使をしたときに受け止めるおとな側がしっかりとそこを理解しておかなければいけませんので、先立って先生方に子どもの権利、人権のお話をさせていただき、さらに子どもたちと一緒に権利のお話を考えていけるといいなと思っています。

5 会場の方からいただいた質問について

【犬 飼】

はい、ありがとうございます。ではですね、会場の方からいただいた質問について、いくつかお答え していきたいと思います。先ず最初、谷上さんへの質問です。

「学校の生活で、スマートフォンの禁止がされていますが、何故学校でスマートフォンを禁止されているのか、理由を知りたいです。」ということです。

【谷 上】

何故ですか。なんだろう。やっぱりメールが来たりラインが来たりとかいうのが、気が散るからというか、でもおとなも会議中ちらちら見ていますよね、スマホね。だから僕は個人的には、「いいんじゃないですか」っていう、思っているので、昔よく、時間がないところでごめんなさい。机の下に少年ジャンプって言ったらいけないのか。隠して読んでいるやつとかいましたよね。弁当食っているやつとかね。今はもう、絶対にいないんですよ。でも隠れて漫画読んでいる子とか、あれと同じなので、でも例えばスマホを正しく使おうよって言えば、もう済む問題だと思うので、それをルールで規制したほうが先生たちは楽なんですよね。駄目だから駄目だっていう言い方ができちゃうから、だから、もっともっと、スマホなんてもう離せないツールなんですから、認めていかなきゃいけないっていう部分では、我々もちょっと考え方を変えていかなきゃいけないんだろうなと思いますが、ごめんなさい、答えになっていないですね。

【犬 飼】

きっとあれですね、その理由をちゃんと理解できれば、正しい使い方ができて、学業にも支障はない 使い方ができる状態になるのが理想なんだろうなと思います。

次、喜多さんへ質問です。

「先生たちが子どもの権利を学ぶ機会について、どのようにお考えですか。特に教員養成課程に子どもの権利を追加してはどうか。」ということについて、いかがでしょうか。

【喜 多】

改訂された生徒指導提要には、子どもの権利条約の4原則が入り、子どもの権利条約について、ちゃんと理解をすることが必須であると書かれています。しかし、日本の教師は、そういう意味で子どもの権利条約及び子どもの権利を学ぶ機会がなかったんですね。

私 40 年以上教員養成をやってきましたが、一般的に学内のカリキュラムとして人権教育までやりますけれど、子どもの権利、子どもの権利条約を学ぶ科目はありません。もちろん私個人は、そういう学ぶ機会を確保してきましたが、カリキュラムとして各大学がそういうものを持っていないし、国の教

員養成政策としてもそこは全く欠落していました。ですから先ずは、研修で学ぶしかない。色んなところを回りましたが、研修だけでは限界がある、やはり教員養成課程から子どもの権利条約教育というものを進めていくことが大事だというふうに思います。

【犬 飼】

ありがとうございました。最後の質問です。保護者さんからですかね。

「今の学校は、子ども以外にも保護者の考え、要望がとても多い。保護者を巻き込むために学校としてどのようなことをしているか。」という質問なんですが、谷上さんはいかがですか。

【谷 上】

本校は3年前からコミュニティスクールということで学校協議会の設置が県から許可をいただいていまして、地域の意見を率先して取り入れるということをやっています。

で、地域に開かれた学校とか、地域とともにある学校なんていうことが今盛んに言われるわけですけど、でも実際の高等学校ってなかなかできてないんですよね。だから、もっともっと地域の方やおとなが、学校の中に入り込んでくる、学校の職場みたいなのを今どんどん作るようにしています。

だから本校でいうと、もう毎日誰か来ているというか、もう色んなおとなが常に学校の中にいて子どもたちと関わっていて、それから地域にも子どもたちがどんどん出て行く、もう教室に黙って授業やっていたって子どもたちつまらないから、外に行けよっていう、どんどん地域に出て行って、おとなと話して、実際におとなが何を感じているかっていうことを、やっぱりリアルに聞いたほうが、学びは大きいと思うんですよね。だからそういうことをどんどんやっていれける学校づくりというか、に、今目指しているつもりです。まだまだやれてないですけど。

【犬 飼】

ありがとうございます。時間もないので簡潔に教えていただきたいです。喜多さんは、保護者も含め、地域の方が学校に関わるということについて、どのようにお考えですか。

【喜 多】

今の話の続きで言えば、コミュニティスクールっていうのはですね、今、全国的に地域運営学校ということで、これは国の政策でもありますので、どんどんやっているんですけど、ただ、国の政策としてやっている地域運営学校には、子ども参加が入ってないんですよ。これはどっちかというとイギリス型といっていいんでしょうかね。学校理事会型というんでしょうか。

つまり子どもは運営には参加させないという考え方が、イギリスの考え方で、それからヨーロッパ、フランスだとかイタリアだとかポーランドだとか欧米は、子ども参加も入った4者協議会、学校協議会といって、教職員と保護者と子どもたち、それに地域の住民も入った4者での学校協議会。フランスは政令で定めていて、各その4者の比率も政令で定めているんですよ。そういうふうに4者協議会でやっていくというのはこれアメリカも含めて共同決定ですね。利害の違う当事者の学校、子どもたちの当事者間で、それぞれの利害の違う人たちが共同していく、共同決定で学校を運営していくというのが世界的な趨勢だと思います。日本もそれに近くなってきたんですけども、子ども参加だけ入っていないんですね。

川崎市では、川崎市の子どもの権利条例を作ったときに、当時の学校、評議員制度だったんですけども、これに子ども参加、条例の制度を入れて、4者で学校教育推進会議というのを市でやっているんですね。そういうふうに、先ずは共同型で保護者の意見も入っていくということが重要だと思います。ただ、非常に残念なことに、保護者が非常に個別にこう、どっちかというと、苦情型でくることが多くな

ってきてですね。学生がびびっているんですよ。僕ももう教職課程、定年でやめましたけども学生たちが殆ど教職課程取らなくなった。取らなくなった理由の一番大きいのはね、保護者のクレームに僕は耐えられませんっていってね、そういうふうに、そういうところの問題をどう解決するかっていうのはこれ行政のほうでね、あるいは管理職が非常に大事な役割を果たすんですけど、そういうクレーマーがですね、韓国の場合には教師を追い詰めて、教師が自殺したっていうのが今大問題になっているのが韓国なんですね。

日本でもですね、そういう保護者が、ほんとにいい意味で協力、学校づくりに参加してもらうのは非常に大事なんだけれども、そういう苦情型の保護者との対応というのが、今ほんとに問われている時代だなというふうに思っています。

【犬 飼】

ありがとうございます。私たち弁護士もですね、スクールロイヤーとして、そういうような学校の特に保護者対応とかのところで学校をサポートしていけるような取り組みもしていますので、そういった形でも私たちも今後も力になっていければなと思います。

ちょっと時間になってしまいましたので、十分にお話をお伺いできなくて申し訳ありませんでしたが、こちらで終わりにしたいと思います。

あっ、はい。じゃあ、お願いします。

【喜多】

最後に、ここで言いたいことがあったので申し上げます。東京だと、桜ヶ丘中学校とか麹町中学校という、ちょっとユニークな子ども参加型の学校、中学校がありました。校長さんがやっぱりすごい人です。二校とも校長主導の参加型学校でした。その校長さんたちが定年で辞めちゃうと、もうすぐに元に戻っちゃうんですね。今、麹町中が朝日新聞で大きく取り上げられていますが、その前は桜ヶ丘中。これは西郷校長という方がね、本も出している。ただし、私は世田谷の仕事を随分やっていたんですけどね、校長会での桜が丘中の評判はあまり良くなかったようです。

おそらく愛知県でも、足助高校の校長先生は素晴らしいんですけれど、では県の校長会でどういう ふうな位置にいらっしゃるのかというのがすごく心配です。どんな学校づくり、いい実践をやっても 10年程度で終わってします。札内北小もそうなんですけれど、一般の教員ですらやはり人事異動で、 教職員が入れ替わり、普通の学校に戻っちゃうんです。すごくもったいない。

私は、韓国との学術交流の中で、子ども参加型の学校づくりを進めてきた革新学校政策に注目してきました。そこで驚いたことは、教師に人事異動の優先権を確保しているのですね。いい子ども参加型の学校づくりをやっている先生たちには、優先的な人事権、教師のほうの人事希望を優先するという、そういう制度を作っているところもある。やっぱり子どもにとっていい実践は継続してほしいんですよね。

それが普通の学校に戻ってしまうという日本の学校の悪循環、それは教育行政の課題でもあります。 いい実践が継続するような人事行政が検討されていいと思います。是非足助高校の実践が長く続ける ような方策を考えてもらいたいということを最後に言いたかったです。

【犬 飼】

ありがとうございます。谷上さんは最後によろしいですか。

【谷 上】

はい。長く続けたいと思います。あの、すいません。ほんとに校則見直しが一つのものとして、やっ

ぱり子どもたちがほんとに変わっていってほしい。で、日本の教育がほんとに変わっていってほしいなって、心から願っています。

【犬 飼】

ありがとうございます。粕田さん、いかがですか。

【粕 田】

はい。校則見直しは、子どもたちが一人ひとり自分が大切にされている環境の中で、みんなにとって 安心な環境をどう作るかっていう作業を、おとなと一緒にやっていくわけですよね。

こういうプロセス自体が、子どもたち、おとなが子どもの権利を知って意見表明権をはじめとする子どもの権利の行使の場面になって、おとながそれを支援するっていう、こういう校則見直しのプロセス自体で、とても教育的な効果を持つんだろうなと思うんですね。で、この活動を通じて、日本の学校に子どもの権利が根付いていくといいなというふうに願っています。

【犬 飼】

ありがとうございます。ではちょっと時間押して申し訳ありませんが、これで終わりにします。 ありがとうございました。(拍手)

【司 会】

パネリストの皆さん、コーディネーターの犬飼さん、ありがとうございます。皆さま、今一度盛大な 拍手をお願いいたします。(拍手)

これで本日予定しておりました企画は終了となります。最後に愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員長・犬飼敦雄よりご挨拶申し上げます。

終わりに

【犬飼敦雄 愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員長】

皆さま、本日はシンポジウムにご参加いただき、誠にありがとうございます。

また本日ご登壇いただきました喜多明人さん、谷上正明さん、飯田雅史さんはじめ、会員の皆さん、 ありがとうございました。

さらに本シンポジウムに向けて愛知県弁護士会においては、県立高校 50 校の校則開示請求をし、アンケートやインタビュー、ホットラインも実施させていただきました。ご協力いただいた関係者の皆さま、ありがとうございました。

喜多さんのお話にあったとおり、こども基本法が成立し、生徒指導提要が改定されたことを受けて、 校則の見直しの動きがあります。

私たちが実施したアンケートでも、校則の見直しの動きがあることが明らかとなりました。そういった中で、足助高校のように対話を重視し、生徒の声を聞いて校則の見直しに取り組んでいることは素晴らしいことだと思います。

私がインタビューを担当した高校でも、教員のサポートを受けながら生徒会が熱心に取り組んでおり、非常に勉強になりました。教員の発言の中で、生徒に校則の理由を聞かれて、合理的に説明できない校則は撤廃すべきだと思うというようなことを発言されていたのは印象的でした。

私たち弁護士としても、今回の校則の見直しの動きが一時的なものにとどまらず、学校において一人ひとりの子どもが安心して安全に学ぶ権利を守るためのルールとなるように、校則の見直しが進んでいき、そこでは子どもたちの意見表明権が保障され、子どもにとってもっとも良いことは何かを考

え、子どもたちの主体的参加の権利が根付く学校づくりになっていってほしいと考えております。

校則の見直しの際には、私たち 50 校の校則分析も参考にしていただき、子どもの権利の視点に立って、見直しが進んでいくことを切に願っております。

参加された皆さまにおかれましては、本シンポジウムを機に、校則の目的や子どもの権利を守れるより良い校則となるにはどうすればよいかを考えるきっかけになれば幸いです。

本日はありがとうございました。(拍手)

【司 会】

ありがとうございました。

以上で「子どもの権利条約フォーラム 2023 in とよた 子どもの声で学校をつくる 一校則と子どもの権利—」のシンポジウムを終了いたします。

皆さま、お忘れ物なきよう、また道中どうぞお気をつけてお帰りください。 本日はどうもありがとうございました。(拍手)